

## 全員協議会次第

平成30年5月15日  
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

齊藤事務局長

2. 挨拶

抜井議長

3. 協議事項

- (1) 旧し尿処理施設の跡地利用に関する説明
- (2) ホストタウン登録について
- (3) 三芳町立第二保育所移管について
- (4) エコパ送迎バスの経路等変更について

4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 政策検討会議
- (4) 入間東部地区事務組合議会

5. その他

6. 閉 会 (14:11)

井田副議長

平成30年5月15日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	岩城桂子
議員	安澤豊	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	菊地浩二	議員	内藤美佐子
議員	山口正史		
議長	抜井尚男	副議長	井田和宏

欠席議員

なし

説明者

政策推進室長	百富由美香	政策推進室副長	島田高志
政策推進室政策担当主幹	富田篤	こども支援課長	郡司道行
こども支援課保育担当主幹	平野健太郎	環境課副課長	小川智東
人間東部地区事務組合総務課長	高橋映治	人間東部地区事務組合総務課長	金子進之介

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局書記	山田亜矢子
------	------	-------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、5月の定例の全員協議会ということで、議員各位におかれましては、早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、説明員ということで、それぞれご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、早いものでもう来週、再来週、6月1日には6月定例会も開催される運びとなっております。ご承知のとおり、来週の5月23日には一般質問の締め切りも迫ってきております。議員各位におかれましては、それぞれの中でいろいろとご準備をされているかと思いますが、どうかご自愛いただきながら、ご活躍をいただければというふうに思っております。

先週の土曜日、皆様も参加いただいたと思いますが、5月12日には子どもフェスティバルが開催されました。三芳町の宝物である子供たちが元気よくいろいろなイベント等に参加されている姿を見て、私も大変ほほえましく思いましたし、またこの宝物を大切に育てないといけないなというふうに感じたところでございます。

また、昨日は、入間郡の議長会の総会が行われました。郡の議長会の今年度の予定も後ほど皆様に報告でご説明する部分もありますが、無事承認をされたところでございます。

それで、きょうは幾つかの協議事項ございますが、どうか皆さんにご協力をいただきながら、スムーズに進めていきたいというふうに思います。大変恐縮でございますが、きょう11時30分に来客の予定もございしますので、可能な限り皆様にご協力いただいて、スムーズに進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

---

◎旧し尿処理施設の跡地利用に関する説明

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、早速協議事項に移りたいと思います。

協議事項のまず（1）番でございますが、旧し尿処理施設の跡地利用に関する説明ということで、本日は入間東部地区事務組合から高橋総務課長と、それから金子総務課係長2名がお出ましをいただいております。高橋総務課長のほうからご説明をいただけるということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、入間東部地区事務組合のために全員協議会という貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。私、今ご紹介を預かりましたとおり、本日の議事事項について説明させていただきます、総務課長をさせていただきます高橋と申します。あと隣にいるのが金子です。

○入間東部地区事務組合総務課係長（金子進之介君） 係長の金子と申します。よろしくお願ひします。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） どうぞよろしくお願ひいたします。

説明、大変失礼ですけれども、着座にてさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議案件につきまして、ここに至った経緯について簡単にご説明させていただきますと思います。ご存じのとおり、事務組合で管理運営しておりますし尿処理施設につきましては、昭和60年度の竣工から30年が経過しております、施設の老朽化、そしてし尿処理量や浄化槽汚泥の変化などによりまして、運転管理自体が難しくなっております、安定した効率的な運転管理ができるためにということで、し尿処理施設の新たな建設が急務となっております。おかげさまをもちまして、ことしの3月にし尿処理施設、浄化センターが竣工され、今1カ月ちょっとですけれども、順調に稼働しているところでございます。

今年度の建設工事の事業といたしまして、今まで稼働しておりました旧し尿処理施設につきまして解体する予定でございますが、今説明ありましたとおり、この旧施設を解体した跡地をどのように利用していくかがということが課題となっております。この跡地の利用につきましては、組合の構成市町と協議を何度も重ね、土地活用についての調整を図ってまいりました。ここで一定の協議が調いましたので、本日この跡地利用について説明させていただくものです。簡単に申し上げさせていただきますと、解体した跡地の用地を民間事業者へ貸し付けを行うものでございます。

それでは、内容について資料をもとにご説明させていただきます。A3の紙が2枚あるかと思いますが、初めにあります入間東部地区事務組合旧し尿処理施設跡地利活用計画をごらんいただければと思います。

まず初めに、事業概要でございます。事業名として、バイオガス事業、発電・売電を目的としたものでございます。事業者につきましては、三菱マテリアル株式会社となっております。

続きまして、面積は約6,000平米を行政財産の貸付方式として行う予定となっております。

事業目的としましては、富士見市、ふじみ野市、三芳町から排出されます食品廃棄物を受け入れまして、バイオマスによりメタン発酵を行いまして、ガスを発生させ、発電を行い、売電を行うものでございます。この行政財産、用地の貸し付けの理由でございます。大きく4点が挙げることができます。

1つ目として、浄化センターの排水を利用することとなります。組合で処理しています下水道使用料の軽減につながるものでございます。

2番目として、環境負荷への軽減ということで、本来はごみとしてこの食品廃棄物が焼却されるものでございますが、バイオマスにより資源として利用されるものです。

3つ目として、確立されたリサイクルシステムということで、バイオマスから発生した汚泥については、事業者となります三菱マテリアルの自社セメント工場において、セメントの原燃料として利用されることから、循環型社会の形成につながっていると考えられます。

最後に、4つ目として、リサイクル事業での実績でございます。本事業者は、既にセメント工場で廃棄物を受け入れ、家電製品等のリサイクル事業についても実績があり、本事業を実施する技術基盤を十分に有しているというものでございます。

以上の点が貸し付けの理由ということで事業効果が得られるということで決定したものでございます。

続きまして、今申し上げました事業についての効果でございます。ごみの減量化の推進でございます。本事業の実施によって、これまで管内2市1町で発生した生ごみ等は焼却されていたものが焼却処分されずに、資源として活用されることとなります。結果として、ごみの減量化という行政効果が生ずることとなります。

2点目として、食品リサイクルの推進でございます。本事業の実施によって、ごみとして処理されていたものが電力、熱等の形を変え、また処理の過程で排出される廃プラや発酵汚泥は、セメント工場で原燃料とすることが計画されており、食品リサイクルの推進が図られるという行政効果が生ずることがあります。

3点目として、環境教育、食育への貢献でございます。管内住民への施設の一般開放や社会科見学等の積極的な受け入れを予定しており、このことにより環境教育、食育への貢献が期待されます。

最後に、4つ目として、組合の自主財源の確保でございます。本事業の実施によって、事業者から行政財産の土地の貸付料が納付され、一定期間安定的な自主財源が得られ、結果として構成市町の負担金の減額が見込むことができます。また、この事業で浄化センターで排出されます排水の一部をバイオガスプラントに供給する計画となっておりますので、当組合が下水道の処理費として負担している下水道使用料が減額できるという効果が生じるものでございます。

最後に、実施スケジュールでございます。平成30年度、今年度は現在旧施設の解体を予定しております。31年度は、このバイオガスプラントの建設、32年度からこの事業を開始という、大きくこのような計画で考えております。

次に、2枚目の跡地利用計画図をごらんください。カラーで色分けされておりますが、青色の点線で囲った部分が今回貸し付けを予定する部分でございます。先ほど申し上げましたとおり、約6,000平米ということになるかと思っております。右側の下の部分が富士見市の市道になっておりまして、こちらから出入り口を予定しております。右側の中段ぐらいに浄化センターというのが書いてありますが、これが今稼働しておりますし尿処理場でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。総務課長からの皆さんに対する説明でございました。

何かご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。おはようございます。ご説明ありがとうございました。

今、事業効果のところの1番目にごみの減量化の推進を図るということでございました。これから管内市町で発生した生ごみ等は焼却処分されたものが今度焼却処分されないでという、ごみの減量化につながるという部分の効果をうたっているのですけれども、実際にこれから家庭等に出るごみの出し方で、燃えるごみのうち生ごみの部分の分別というのをする必要があるのかどうか、ちょっとそのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 今議員さんおっしゃったとおり、生ごみについては今現在の計画では、なかなか一般家庭からの生ごみの仕分けは難しいということで、それは段階的にやっていきたいと思います。これは組合とか事業者だけではなく、構成市町のそういった環境行政に関係するも

のですので、今現在はお総菜屋さんとかスーパーとか、そういったところのものを受け入れということで予定しております。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

岩城議員。

○議員（岩城桂子君） わかりました。一番最初の決定期理の中にもスーパーとか、またそういう部分でというのは載っておりましたので、各家庭でのこれからの分別の仕方という部分も供与されていくのかなと思うのですが、いつごろからとか、そういう計画というのはございますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 具体的にはそういうのが今現在、正直ございません。やはり各市町の環境、ごみの出し方とかにも影響してくるものですので、いつごろからというのは現段階ではまだそういうのは進んでおりません。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） おはようございます。鈴木です。

事業実施スケジュールの一番下のところで、ふじみ野市においては都市計画の変更を、今年度ですか、平成30年度行う予定となっているとなっているのですけれども、恐らく市街化調整区域になるかと思うのですが、これがどういったところが問題であるから、どういったように変更予定なのかというのを教えていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 今組合の用地は、汚物処理場として都市計画決定された土地ですので、今回のバイオマス事業については、ごみ処理場ということが位置づけられますので、変更については汚物処理場にごみ処理場を加えた都市計画の変更ということで考えております。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。そうすると、用途の変更といった形で簡単な部分なのですか。都市計画自体の変更というのは、私も三芳の一般質問等で聞くと、とにかく年数がかかって大変でという話だったので、こんないきなりできるのかなと思ったのですけれども、そういった用途の変更というか、軽微な変更なので、今年度中におさまるということでよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 今ふじみ野市さんといろいろ実施した協議をしまして、今回の変更については、県決定ではなく市決定ということですので、頑張って短期間でということ考えております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ご説明ありがとうございました。計画が進んで、今もうここまで来ているのかというところで大変うれしく思うところでございます。事業効果の中で組合の自主財源の確保というところが

あるのですが、調整区域、ここ6,000平米を行政財産貸し付けということなのですから、大体どのくらいの貸付料を見込んでいるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） おおよそ年間1,000万程度かなということで、まだ具体的なあれは決まっていないのですけれども、その程度ということでご理解いただければと思います。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） おはようございます。

この事業実施スケジュールありますけれども、それで平成30年度に環境調査を行うことになっております。事業者がですけれども。その辺についてもう少し詳しい調査内容について説明をしていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 総務課係長。

○入間東部地区事務組合総務課係長（金子進之介君） 平成30年度事業者の欄にある環境調査につきましては、こちらは組合の所有する土地、事業者のほうで計画を予定している土地の現況調査を予定しております。その建てる計画地において、現時点でどのような臭気、騒音、振動があるかという現況調査の計画を示しております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは例えば臭気とか、そういったものがどの辺まで、例えば500メートル範囲まで影響を及ぼすとか、そういった周辺に対しての影響とか、そういったことについても調査をしていくというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） 係長。

○入間東部地区事務組合総務課係長（金子進之介君） 生活環境影響調査につきましては、現況調査と予測という大きく2つの項目に分かれまして、今そのうちの現況調査を行っております。今後の予測につきましては、今議員さんおっしゃるように、ある一定の区域に範囲を定めて、その計画上、範囲を定めて、そこまでの影響があるかないかという測定も含めて、今後予測をしていくというスケジュールになっておりまして、これ自体の調査につきましては、これからの計画になっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると当然事業者から自治体に、その報告書というのは提出されていくわけですが、三芳町議会に対しても1冊で結構ですので、その調査結果報告書というのは出していただけますか。

○議長（抜井尚男君） 係長。

○入間東部地区事務組合総務課係長（金子進之介君） 事業者のほうで調査につきましては実施いたしますので、取りまとめ次第、ご提供のほうは可能な限りさせていただきたいと思います。実際の手続としては、県のほうに生活環境影響調査を添付して出しますので、そこら辺で我々のほうで入手して、ご配付できれば

というふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 当然自治体には提出されるわけなので、同じものを提出していただければと思います。

あと、ガスホルダーとメタン発酵槽というのがありますけれども、これについてはまだこれからですけれども、耐用年数というのはどのくらいのを考えていらっしゃるのか、もしわかれば。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 済みません。耐用年数自体は、これからいろいろ計画していくので、ちょっと今現在ではわかりません。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際に三菱マテリアル株式会社の事業所のほうに委託をするという形になると思うのですが、何も無いというのは私はわかるのですが、万が一事故とかあった場合には、この責任というのは自治体が100%持つていくというふうには私は捉えているのですが、その辺のところはどのように捉えているのか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） これにつきましては、今回組合と事業者とで土地の貸し付けについて協定を取り交わしたのですが、そういったリスク管理については、今後詳細については定めていくことで、今おっしゃったように貸したから組合のほうは責任ないよということではございませんので、その辺については土地の賃貸借契約等でリスク管理を定めていくということで考えております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、そういったもちろん危険はないというふうには捉えていますけれども、万が一のことで聞いているのですが、そういった面で安全性がすごく、業者任せにするのではなくて、やっぱり自治体または組合として、そういった安全管理というのは当然見ていくと思いますけれども、その辺はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 今回の計画は、浄化センターから用水、処理水を供給するので、お互いにそういった一体となっていますので、いろいろな報告だとかというのが、当然組合にも上がってくるでしょうし、一般廃棄物処理施設なので、ふじみ野市さんのほうにも許可がそれは及ぶので、ふじみ野市さんのほうとも連携をとりながら、そういった日々の管理というのを行って、確認というのですか、いきたいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、あくまでも事業者任せではなくて、その点についてもこちらから見ていくというふうなことでよろしいわけですね。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） その辺は組合、あと設置場所であるふじみ野市さん等と調整しながらやっていきたいというふうに考えております。



○議長（抜井尚男君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これによる入の部分年間1,000万ぐらいということですが、逆に必要な費用としてはどれくらいを見込むのですか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 済みません。歳出のことでしょうか。組合のですか。組合の歳出としては、この事業を行うことによってはございません。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） わかりました。

では、受け入れる生ごみとか食品くずなのですから、これは広範囲に受け入れると思うのですけれども、これはどれだけの量を年間受け入れる予定なのですか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 今現在事業者が計画しているのは、1日40トンということでございます。管内2市1町については15トン程度ということで計画をしております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 済みません。菊地です。

あともう一つ、これを行うことによる近隣説明というのはもうされたのですか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 5月29日に地域住民説明会をこのような形で行う予定でございます。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

5月29日ということは、それは1回、1会場で行うということなのではないでしょうか。もう少しちょっと内容をお願いします。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 今回計画しているのは、組合に隣接しているふじみ野市の4町会と、あと富士見市の3町会、これは組合が昭和40年に設立されてからいろいろ近隣のほうにおつき合いがあったところということで、今回浄化センターを建設する際にも、この7町会のほうに出向きましてご説明させていただきました。今回も自治会長さんのほうにお話伺ったところ、そのような形で全体で1回でということやらせていただきたいということで今回、今のところそのような形で進めております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

端的に言うと、多分組合としては土地の貸し付けにとどまるというふうに理解しましたが、一つごみの収集なのですが、これに関してもう業者は完全にどこかに委託するか何かして契約してということで、業者そのものが運用するというのでよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 収集につきましては、事業者が契約して、そちらに持ってくるという形で、議員さんおっしゃるとおり、組合としては土地の貸し付けという形になるかと思います。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

プラントそのものに関しては、本来組合が首突っ込む話ではないとは思いますが、ちょっと気になったのは、確立されたりサイクルシステムというところと、それから食品のリサイクルの推進というところで、生ごみそのものに関するリサイクルというのは、これは発酵させてというのはわかるのですが、ここに廃プラが入っているのです。廃プラと発酵汚泥、残渣ですよね。これに関しては三菱マテがセメント工場で原燃料とするということはわかるのですが、廃プラに関してはどこかで分別しないと、生ごみとの選別できないと思うのですが、これは業者が勝手にやるという話かもしれないのですが、これ見ると受入・前処理棟というのがあるのですが、そこでやられるのかなと思うのですが、そこをちょっと説明をお願いします。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） そうですね。そのように破袋設備というのがありまして、例えばお弁当の容器そのもので持って行って分けけて分けるという技術が確立されているということで、この中でそういった設備を設けるということでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

先ほどの説明で大体対象となる事業者がファミリーレストラン、スーパーなんかもあると思うのですが、そこに限られるのか、それともそういうものは一切なしで、業者が選定していくと思うのですが、結構多いのがコンビニです。コンビニなんかも対象になるのかどうか、その辺はまだ決まっていないのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） ここでやっとこの事業をお互いに協定を結んでやるということだったので、これから事業者がまさにこの管内とかのコンビニ業者さんだとか、そういったところにお話をこれから持っていくということになっております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 最後の質問なのですが、これは場所を貸すということで、建設費等々全然一切負担はないと思うのですが、先ほどから2市1町の管内というお話が出ているのですが、それに限るのか。私は業者は自由だろうと思っているのですが、そこはどうなのでしょう。2市1町に限らず、採算が合うところであればどこでもという話ですよ。と思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） まず、できるだけうちのほうも土地をお貸しする以上、なるだけこの2市1町の中からも取り寄せていただいて、要は採算が合わない事業も進んでいけないので、それでも足りない部分は管外というふうには当然なるかと思います。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、2市1町を優先してごみの収集に当たるといふ、その辺は契約書か何かに明記されていかな  
いと、結局は大量に出るところ、多分業者としては大量に出るところを優先して契約を結ぶのではないかと  
いふ、ちょっとそういう疑問があるのですが、そこは大丈夫でしょうか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） それにつきましては、収集運搬の許可とかにつきましては、  
要は行政のほうで許可とか出しますので、その辺でいろいろな条件だとか盛り込んだりとかやっていき  
たいというふうには、これは組合のみならず、やはり2市1町の行政のほうにもいろいろお手伝いみたいな  
のを、協力いただかないとなかなかうまくはいかないなというふうに思っております。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。済みません。ちょっと聞き忘れたので。

先ほど1日の処理が40トンで、そのうち管内が15トンということで話をいただいたのですが、この施設自  
体の処理能力としては1日どれくらいの能力があるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） マックスパワーで考えますと、60トン程度というのです  
けれども、そのように聞いておりますけれども、実際まだその辺についてはどこまでというのがないので。  
前回協定書を結んだのですけれども、一応40トンということで計画ということで協定を結んでおります。で  
すから、40トンということが受け入れ規模というふうに考えていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

稼働自体は、これは24時間稼働、365日なののでしょうか。それとも休みの日というのがあるのですか。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） プラント自体はやはり、要は動いていますので、24時間  
動いていますけれども、受け入れに関しては、隣にあります環境センターと同じ時間というのをベースに考  
えております。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。たびたび済みません。

きょう説明のときに、まずバイオガス事業で三菱マテリアル株式会社の新出資の会社ですか、という形で  
ご報告いただいたのですけれども、そもそも尿処理施設の跡地をどうするかというの、私この3月の終  
わりまで前の衛生組合にいたときも特に聞いてはいなかったのです。その間、ここに決定した経緯というの  
ですか、事務組合のほうから、例えばこういった土地があるのという形で募集をしたのか、それとも決ま  
った会社のほうから、ここをこういった形で貸してくれないかという形になったのか。会社によって土地の  
貸借料も変わってくると思うので、その経緯だけお願いします。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） この跡地利用については、大きなスペースがあくという

ことで、2市1町さんと今後どのようにさせていくかということで、土地の売却とかいろいろあったのですが、たまたま三菱マテリアルさんのほうが、バイオマスによる発電事業を国からの補助事業で、埼玉県のほうで実証実験をして、その成果を得られたという話を聞きまして、何かそういった形の流れで組合のほうに話があって、組合としてもあいたスペースを貸せることができるし、し尿処理で排水する処理水もそちらのほうに流せることによって、下水道使用料が軽減されるということで、これはいい、組合としては結構いい話だなということで、構成市町と施設整備調整委員会という、この建設全体の会議の中でこういったものがありますよという中で、いろいろ事業を説明していく上で、いいのではないのかなということで進んでいって、このような形になったものでございます。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、これ最後になるのですけれども、今後ですけれども、この2市1町、どこも6月の定例会等あると思うのです。議会としては、特にこれは承認とかするものなのか、それともあくまでも入間東部地区事務組合の議会の中で決まるものなのか。三芳町議会としては、今後何かこれに対して判断する必要があるのかどうかを教えてください。

○議長（抜井尚男君） 総務課長。

○入間東部地区事務組合総務課長（高橋映治君） 土地の貸し付け自体につきましては、この事業を行うことによる貸し付けにつきましては、もう組合で決定しているものでございます。4月20日に事務組合の臨時会の際、ご存じかと思うのですけれども、後にこういうことを行うということで説明させていただきましたけれども、組合としてはやはり組合議員さんだけのみならず、やはり各市町の議員さんにもこれは説明するべきだろうということで、今回お決めいただくというより、説明の場を設けさせていただいたということでの趣旨ということでご理解いただければと思います。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、（1）番については閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

（午前10時08分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開をいたします。

（午前10時09分）

---

#### ◎ホストタウン登録について

○議長（抜井尚男君） それでは続きまして、（2）番、ホストタウン登録についてを議題といたします。こちらのほうは、政策推進室のほうから説明があるようです。

では、室長からお願いします。

○政策推進室長（百富由美香君） 皆様、改めましておはようございます。政策推進室の百富でございます。本日は、ホストタウンの認定を受けましたので、そのご報告をさせていただこうと思っております。同席し

ておりますのが、副室長の島田と、それから主幹の冨田でございます。それでは、座ってご説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料にあります2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてということでございますが、2月の全協でも町の取り組みということをお話しさせていただいておりますが、今回三芳町がホストタウンの登録という形になりましたので、それについてのご報告となります。二重丸でありますホストタウン登録ということですが、まず東京オリンピック・パラリンピックの大会参加国と、それからその地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方自治体のことをホストタウンといいますが、国が認定し、登録されたものでございます。

続いて、黒丸の登録要件ということですが、住民との交流が必須となります。まず、①にあります大会等の参加するために来日する選手との交流、また大会参加国やその地域の関係者との交流、また日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流、これら全てを必要となります。続いて、②番、大会前後を通じて継続する取り組みであること。また、③番においては、これら①、②に伴い行われる取り組みがスポーツの振興、教育、文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものであることというのが登録要件でございます。

続いて、ホストタウンの登録状況になりますが、三芳町は平成30年4月27日に登録されたわけでございますが、その時点での登録件数としましては、全国で227件となります。また、三芳町のホストタウン登録申請は、第7次の登録において、相手国をオランダということで申請を出しております、内閣官房オリパラ事務局に提出をされたものが、27日の時点で発表という形をいただいております。この際、埼玉県内では8番目というふうになります。

埼玉県内のホストタウンの登録自治体の状況ですが、既に登録されているところでは、さいたま市がオランダの空手、それから所沢市がイタリア、新座市がブラジル、鶴ヶ島市がミャンマー、寄居町がブータン、加須市、コロンビア、三郷市、ギリシャ、8番目に三芳町がオランダの女子柔道との登録というふうに至りました。

続いて、このオランダをホストタウン登録している自治体が既に全国でございます。福島県の郡山市、また先ほどお話ししたさいたま市のオランダの空手というところ、それから千葉県、館山市、それから千葉県の流山市、東京都の江戸川区、高知県の宿毛市、佐賀県、佐賀市、嬉野市というような自治体が既にオランダとの交流の登録がされています。

それでは、次ページおめくりいただきまして、組織体制でございます。既に今月、ここでホストタウンも決まったことなので、東京オリンピック・パラリンピックの三芳町推進本部を設置しております。これは町長を筆頭に、関係各課というふうな中で進めていくことを予定しております。また、これ以外に町の推進体制としまして、官民連携としまして、これまでもご報告しておりますが、淑徳大学、また体育協会、柔道連盟、東京ドームツリーグループ、また文化会館コピスみよし等の組織、外部組織を含めた推進委員会等の設置を6月ぐらいを目指しているところです。このほかにも応援団という形で、さまざまな住民や関係の方々に入っただきまして、企業も含めて設立をしたいというふうを考えております。こちらに関しましては、今後組織していきますが、ぜひ議員の皆様にも入っただききたいというふうを考えているところです。

続いて、今回ホストタウンとしての取り組みを国に提出しておりますので、その内容についてご説明いたします。黒丸の1つ目からになりますが、まず来日するオランダ女子柔道チームとの交流というのがメイン

になってまいります。淑徳大学埼玉キャンパスで、トレーニングキャンプを実施することが予定されておりますので、こちらについて今年度、秋から冬ごろになるかと思いますが、日程はこれから調整となります。その中で住民の交流なども考えていきたいというふうに考えておまして、柔道を通じた交流イベントやウエルカムパーティー、文化産業交流イベントなどをできたらというところでございます。

続いて、日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流でございますが、町に関係のあるオリンピック・パラリンピアンへの応援や、将来オリンピックやパラリンピックへの出場を目指す未来のオリンピックを応援していくという形ですが、こちらについてはこれまでの三芳町の実績といたしまして、車椅子バスケの永田選手を応援したり、リオの際の永田選手を応援したりですとか、それから北京パラリンピックでゴールボールの監督を町内出身の方が務めたということで、そういった交流をこれまででもしてまいりました。また、昨年は産業祭で競歩の荒井選手やレスリングの小原選手などとも交流をしてきましたので、こういった実績をもとに、今後未来のオリンピック等も含めた交流というのをしていけたらと考えております。

続いて、オランダ国との交流でございますが、まず予定されているのが、来年度になりますけれども、結構大きな形で埼玉県で南西部地域連携事業といたしまして、県内の自治体でホストタウンになっているところを含めた国の文化等の紹介を行うなどイベントがありますので、こういった中で三芳町も取り組んでいくということと、またオランダ国内の自治体との姉妹都市提携などにも結びつくような、今後取り組みを実施できたらというふうに考えています。

続いて、大会終了後のレガシー、交流事業についてですけれども、まず小中学生の教育交流という形で、淑徳大学、柔道とのつながりというのはもう既に行われているところですが、こういったものも含めた連携、柔道とのつながりというのを持っていきたい。住民全体で柔道を応援していくような、特に今後については、大会終了後については淑徳大学の女子柔道チームが強豪チームになっておりますので、そういったものが残っていくといいのではないかとということと、それから町内の中学生をオランダに、もし姉妹都市などにできるような流れになっていけば、そういうことも考えられるのではないかと、そういったことも含めた検討をしていきたい。

また、オランダとの町内の産業や文化の交流が実施できたらということと、それからオランダは農業大国でありますので、三芳町の農業従事者との交流が進められたらというようなことが、今考えられる大会終了後にもつながる引き続いた交流というふうなものでございます。このほか2020年のオリンピックまでの間にさまざまなご意見をいただきながら、三芳町らしい形で残していきたいというふうに考えております。

続いて、次ページになります。今年度の取り組み予定でございます。既に先ほどお話しさせていただきましたが、今月、役場庁内の推進本部を開催して、発足したいというふうに考えております。また、来月には外部を含めた推進委員会という形で進めていきたいというふうに考えております。

このほか6月の下旬になりますが、オランダ大使館が主催となっております、オランダをホストタウンにした自治体との交流会というのが予定されているところでございます。

また、7月からになりますが、三芳町内の小中学校の給食に、オランダ料理を提供する、マレーシアも含めてなのでございますけれども、月1度程度、交代で料理を提供して、子供たちに意味を説明していきたいというふうに考えております。

また、7月、8月には、埼玉県主催なのでございますけれども、2年前イベントとして、越谷レイクタウンや富士

見市のららぽーとにおいてイベントがございますので、三芳町も参加できたらというふうに考えております。

ここはまた別に、南西部地域の連携の事業といたしまして、昨年産業祭で南西部地域の連携事業としてオリンピックの機運醸成という形で事業を行いました。これについて今年度は新座市や朝霞市になりますけれども、こういった事業にも三芳町でも参加してまいりたいと。

それから、9月にあるみよしまつりについては、まだ全くどういうことができるかというのは未定なのですけれども、こういう住民の方がたくさん集まるような機会も捉えて、今後機運醸成ができたらというふうに考えております。

このほかに、昨年と同様の産業祭、それから一番メインであります秋から冬ぐらいには、オランダ女子柔道チームのトレーニングキャンプが淑徳大学で行われるというふうになると思いますので、その中で何か住民交流というのを企画したいというふうに考えているところでございます。それが今年度の大きな予定となっているところで。

おめくりいただきまして、三芳町交流計画の概要というものについては、図式化されたものですが、これが国に、今回ホストタウンに認定されるために提出した資料の一部でございまして。全体の三芳町の取り組みというのが、国のホームページ上でも出されておりますけれども、今お話ししたような取り組みを入れさせていただいたものでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、右端に資料2と書いてあるものなのですが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会についての埼玉県の説明資料でございまして。こちらは市町村長会議で埼玉県から提供されたもので、県の取り組み内容についての説明資料になっております。埼玉県では、1番目の機運醸成、そしてボランティアの発足、それから3番目のキャンプ誘致・宿泊対策、4番目の輸送というのは、競技会場との輸送というふうになりますけれども、そういったことを進められているということでの説明がありましたので、あわせて提供させていただきました。

一番最終ページにA3判でございまして、今回のホストタウン認定に当たりまして、各新聞社等に掲載された内容をスクラップしたものでございまして、ご参考程度に見ていただけたらと思います。

以上、ご説明でございまして。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

ホストタウン登録について政策推進室長から説明がございました。

何かご質問等ございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

新聞報道等でも私も見まして、どんどんホストタウン登録とか進んでいっているなと思ったのですが、当然今後の予定等になると思うのですが、姉妹都市検討、締結とかもありますが、これはオランダの女子柔道って、特にどこの都市からだけ来ているわけではないと思うのですが、国全域から来ていると思うのですが、これ予定を入れているということは、もうどこかの都市に絞っているということなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

具体的な都市が絞れているわけではございません。検討中というところです。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、それは姉妹都市の締結をするかしないかもあわせて検討中、それともどこにしようか、どこかとはやらなければなということなののでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

必ず姉妹都市を結ばなくてはならないというふうには思っていないのですが、そういったところにつながっていけばいいだろうという、結果、この2020年のオリンピックをオランダ女子柔道を応援したままで終わってしまうのではなく、今後その後に引き続いて何かを残していくという中の方法の一つとして、姉妹都市などになれば、オランダ国との結びつきというのは、より長く続き、またきちっとされたものになっていくだろうというふうには考えておりますが、既にどこかとお話があるというところではございません。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、そちらの姉妹都市の件はわかりました。

あと、今年度の予算のほうで、秋から冬ごろに来るトレーニングキャンプですか、最初は全額持とうと思っていただけれども、当初予定していた1週間よりも向こうの希望がもっと長かったということで70万ぐらいでしたか、済みません、ちょっと金額、私しっかり覚えていないのですが、町のほうが出すということにしていたと思います。今後当然オリンピック、実際本番が近づけば、もっと長い期間になりますし、いらっしゃる方々、関係者ももっとふえると思うのですが、それについてはどのくらい町の出費があるものと見込んでいるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

今回こういう形で、7日間分の宿泊費を町から支出した形でのトレーニングキャンプというのを実施できないかということでお話ししております。今後についても、全く同じままかというのは検討していく必要があると思うのですが、とりたてて回数を例えばふやしていったりとか、それから人数をふやしていったりとか、期間をふやしたりとかというのをしなければ、オランダ国が来てくれないのかどうかというのは、今回来ていただいた中でお話ししていくことになると思うのですが、今までお話ができている中においては、この範囲、三芳町でできる範囲というのはこの程度だということはお示ししているところなので、ご理解いただいた上で今回来ていただけるのではないかと考えていますので、今後についてもどんどんふやしていこうということでのスタンスで町として働きかける予定ではございません。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

そうですね。2008年も町は一切お金出さなくても来ていたわけですし、ただ一度やはり出してしまおうと、そのところはやはり向こうも、出していただけるなら出していただきたいというのが当たり前を考えることだと思うので、そこはしっかり協議というか、町の中でも、本当にこれは出していいものかというのは検討していただきたいと思います。あと、30年度の予定のところ、9月上旬、みよしまつり検討中とありまして、きのうですか、第1回のみよしまつりの企画委員会ですか、あったと思うのですが、そこでは



少しでもそういったお話はされたのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。お答えいたします。

急遽こちらの議会にご報告する中で、みよしまつりでも何かできないかということで追加、産業祭で行いますので、今出てきた話なので、まだ実行委員会にお話ししたというような段階でもありません。また、こちらとしても大きく、例えばブースを持って何か大々的にやるというのはちょっと厳しい、あれだけ人が来ていて、もうお祭り自体がいろいろ既に取り組みされているものに加えるというのはなかなか大変なので、少しでも知っていただく機会として何か掲示、お見せできたら、チラシを配れたらとか、何かみよしまつりの実行委員会に負担なく、そういった機運醸成につながるようなことができればということで、今後調整をしていきたいと考えております。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

あと、最後になるのですけれども、新聞記事とか見ていて、町長のコメントもありましたけれども、担当課のほうではオリンピズム、五輪精神によるまちづくりというのはどういったまちづくりなのか、ちょっと私もなかなか町民に説明できないので、そちらのほうを、担当課の考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

オリンピック精神をまちづくりの中に生かしていこうというのが町長の施政方針の中にもありましたけれども、今年度からそれらをもとにして、まちづくりの中にスポーツ文化だけではないかと思うのですけれども、いろんな分野で、一つでも2020年を含めて、その後に三芳町がスポーツ、芸術文化、さまざまな分野でまちづくり、健康なども含めたまちづくりに生かせるものを、今年度推進会議、庁内の推進会議の中で取り組める内容というのを考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

計画見せていただいて、ちょっと疑問なのは、交流はいっぱい書いてあるのですけれども、交流って、はっきり言って町の都合ですよね。練習に来られている選手、オランダの選手に対してのサポートというのが全く載っていないのです、ここへ。町としては、もう選手に関しては、サポートはまるっきりやる気がないのか、それで抜いているのか、それとも何かあるのか、そこはどう考えられているでしょう。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

選手のサポートについては、淑徳大学の柔道の監督を含めた大学側でメインでやっていただきたいと。三芳町としては、一定の交流をするための経費といたしまして出せるものということで、今回宿泊代金を補助いたしますけれども、こういった中で住民との交流、また三芳町全体で柔道を応援するというような取り組

みを中心に検討していく予定でございます。なので、オランダに対してそういったフォロー策というのは、淑徳大学をメインにして一緒に協力していきたいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 淑徳大の柔道選手、そこがサポートするということではわかりませんが、町も含めてということで考えていきたいということになると、町も何らかサポートしていくのかなと思うのです。ただ、町がサポートするというと、すぐ何かお金の話になるけれども、そういう意味ではなくて、例えば埼玉県でもサポーターのボランティア養成、募集するわけですね。ということは、県としてもどこかに任せるだけではなくて、やはりボランティアでやれることはやっていこうということだと思っております。それが本来の姿だと私は思っているのですけれども、それは町は全然考えていないということではよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

今お話しのとおり、ボランティアであるとか、それから住民の皆さんが、町がお仕着せで、こういうことをやりましょうというのではなくて、住民の方から出てくるような、そういった機運醸成も含めて、スタッフとして動いていただくということもできたらいいというふうに思っています。そのためにも、今回6月に外部で中心となる組織を立ち上げて、応援団という形でたくさんの方にかかわっていただきながら、この取り組みを、三芳に合った取り組みになるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ホストタウンの登録、三芳は初めてですね。過去においてもサッカーのワールド大会から始まって、ずっと日本の中にはホストタウンになってきているところがいっぱいあるわけです。そこで、どういう住民のサポートを得てきたかという調査はされていますか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

過去の状況といたしましては、政策研究所で昨年でしたっけ、研究をした中で、どういう形でレガシーを残して、その自治体がきているのかということ調査しております。また、今回の東京オリンピックに関しましては、既にホストタウンになった県内の自治体がいっぱいありますので、今後、より三芳町でも、ホストタウンに認定されておりますので、こういったところとの情報交換や交流を深めて、具体的ないい形で進められるように調査したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 根本的な話で、三芳町としてのホスピタリティはどのようなふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（抜井尚男君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

まず、本当に住民が主体となって取り組んでいきたいと考えるようなものであること、それからあと、東京オリンピックを、今後なかなかもう一度開催ということはないというふうに考えますと、一生に何度も味わえることのないオリンピック競技の中でも、本当に身近に、淑徳の女子柔道での練習風景等を一緒に見て

いくことで、身近に感じた選手がそこで大会に出て活躍すること、そしてそこから引き続き三芳町と柔道またはオランダとの交流というものによって、三芳町が活性化した町になるようなものにしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

聞いていても町の都合ばかりでしか聞こえないのです。例えば町内にオランダ語を話せる方って何人いらっしゃいます。把握しています。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

オランダ人はいらっしゃらないという話なのですが、オランダ国は英語で大丈夫ですので、特にオランダ語を話せる人というふうな募集をする予定はございません。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） では、英語のボランティアができる方、どのぐらいいらっしゃるか把握しています。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

これまで三芳町でかかわっていただいた英語のボランティアという方が、今回のオランダとの交流で引き続きやっていただけるかというのも今後調整していくことになると思うのですが、また今回ホストタウンに認定されたということもありますので、住民向けにそういった英語のボランティアをやっていただける方というの、これから募集していくことになると思います。既にかかわっていただいた方というのは、昨年11月30日にオランダのコーチが町に表敬訪問した際に、数名の方にお声をかけさせていただいたという経過は、住民の方ですね、経緯はありますので、そういった方を中心に今後しっかりと把握して、募集していきたいというふうに思っています。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） すごくこだわりますけれども、多分交流なんて選手にとってどうでもいい話なのですよね、悪いけれども。それは国と国という、町とか、そういうレベルではそうだけれども、選手にとってはオリンピックの試合まで体調をどう整えるかが一番大事であって、交流があろうがなかろうが別に関係ないのです。一番大事なのはそこの選手の体調をどう整えていくか。いわゆるオランダと日本、全然環境違いますから、そこでどういうサポートをしていくのかで評価は変わってきてしまうと思うのです。先ほどから住民の方が主体となつてとか、機運を盛り上げてとおっしゃるけれども、住民にとっては何を求められているのか、住民に、わからなければ何もできないわけです。そこの発信が全くなっていない。もう割と近いですよ、これ。大会中はそうですけれども、その前に多分練習というか、体調を調整で来ると思うのですけれども、それまでに三芳の住民のある程度の組織ですか、どなたがどういうことができるかとか、何か緊急事態のときにインタープリターが必要であれば、すぐに頼むとか、そういう体制を整えて、選手主体で考えるべきだと思うのです。今のこれ見ていると、町がどうあるべきだ、レガシーだ、どうのこうのと言っていますけれども、それはオランダの選手が満足された後の話であって、オランダの選手が三芳ってとんでもないところだなと思って帰られたら、もうその話の先ってないのです。そこの視点が私違っていると思うの

ですが、これからまだちょっと時間あるから、住民にとって何を求めていくのか、そのためにはどういう組織づくり、住民の組織づくりはどうあるべきなのかというのをきちっと考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） ご指摘も踏まえて、その件についてはしっかりと検討したいと思っております。ただ、ご心配いただいたオランダ国の女子柔道にとって三芳町がどうなのかということでございますが、今回これに取り組むに当たって、なぜオランダの女子柔道なのかというところにかかわると思うのですが、今回これに取り組むに当たって、やはり住民に交流したりとか、2020年を越えても何か残していけるものでないと、経費をかけてやるという意味がないと思います。ただし、柔道女子のチームにとっては、やはり強化していくために来るわけなので、そこがどうなのかというふうになったときに、三芳町に既にある資源である淑徳大学の女子柔道チームというのが各国の選手にとって大変メリットのある強豪チームだということで、選ばれる、ただそのチームを受け入れるというだけでも選ばれる可能性が高かった中で選んでいます。なので、三芳町としては、いろんな国もありますし、またほかのスポーツでもよかったと思うのですが、できる限り選んでもらうために経費をかけたくなかったということもありまして、相手にとってすごくメリットのある場所が三芳町の中にあるかどうかというところで選んでいったのが淑徳大学の女子柔道チームで、そこを生かして三芳町と一緒に連携することで何かできないかということで考えています。なので、相手にとってすごくチームを強化するためにどういう施設があって、何ができるかというところについては、淑徳女子の監督を含めたチームが受け入れるということでの、他国にとってメリットが大きかった。

また、三芳町にとっては、交流するのに、より三芳町に適した国ということで、オランダはとて日本に対していいイメージを持ってくださっていましたし、すごく交流などにも受け入れやすいお国柄というのがあった中で選ばせていただいたというのが状況です。なので、今後、今のご指摘も踏まえて、住民の方にきちっと発信をして、いい形で取り組めるよう検討をきちっとしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ご説明ありがとうございました。

1点だけお伺いしたいのですが、予定表の中で4月から町内の小中学校の給食にオランダ料理、マレーシア料理を月に1度ということで、これは決定されているのだと思うのですが、保護者とか児童とかには説明はされているのですか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

こちらについては、給食センターと学校との、あと栄養士さんですか、メニューを組む方の中でお話し合いが行われているということなので、ちょっとこちらのほうで既にもうどこまでお知らせが行っているかというのは把握しておりませんが、7月から月1回でやるというところまでは聞いたところなので、具体的なことはちょっと教育委員会に確認してみないとということで、ちょっとこの場ではわかりかねます。申しわけありません。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） そうしたら、いつまでやるかというところについてもまだわからないですか。2020年が終わっても続けていくのか、その辺についてはいかがなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

いつまでというところまではまだ決められていないというふうに思っています。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） わかりました。せっかくこういった機会、ほかの国の料理に触れる機会があるということは、自分的にはいいことだと思うのですが、ただ提供するだけではなくて、この料理がどういう、向こうの国ではどういう位置づけというか、例えば伝統的な家庭料理の一つみたいな感じで、何か説明書きというか、そこで食育だったり異文化と触れる機会だったりというところを厚みを増していただきたいというか、そういったところをちょっとお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

食育の面でも、それから異文化を知るという意味でも、とてもいい取り組みだとは考えておりますが、あわせてなぜオランダ国なのか、マレーシアなのかということについてもきちっとお伝えできるような、子供たちに発信できるような流れでできるように調整したいと思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。済みません。何点かというか。

まず、何か今お話を聞いていまして、ここに例えばホストタウン登録自治体として何カ国か挙がっておりますけれども、三芳町としては、今オランダの柔道チームというのが淑徳大学の施設を使わせてもらうような形で考えられているのかなというふうに思うのですが、実際に三芳町にも体育館とか、いろいろジム機器とかあると思うのですが、そういった施設を利用させるような計画というのはあるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

体育館については、昨年の11月にコーチが来日された際に見ていただいているというのがありますので、すぐにどう使うというのが決まっているわけではありませんけれども、トレーニング等でご利用される可能性というのはあるというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） では、その場合は、その期間中は、例えば住民なり町外の方の利用者を、ちょっと利用を規制したりとかというのも考えられるというお話だと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 百富です。

そういった住民へのご不便がかかる可能性もありますので、できる範囲というのがどこまでなのかというところは調整したいというふうに考えております。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） あともう一点、先ほど山口議員のほうからもちよっとお話あったと思うのですが、やはり他自治体、今回のこういった件に限らずですけれども、町のこういうイベントとか、例えば先日の子どもフェスティバルなんかもそうですけれども、町民にボランティアを募って、そういった、例えば体育祭なんかでも、今は体育指導員等に協力してもらっていると思うのですが、それをそういった団体の方ではなく、公募によって協力してもらおうという形をとっている自治体って結構あると思うのです。先ほどの例えば英語の通訳の方たちの話もそうですけれども、そういった、例えばこれから募集をかけて協力してもらおうような形をとる予定があるのかどうか、それだけお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

どういう形になるかとか、名称とか、何もそこは決まっていらないのですが、住民、個人でも団体でも加わっていただけるような形はとりたいというふうに思っているところです。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

先ほど山口議員から語学の心配ということでお話がありました。オランダという国は、確かにオランダ語というのが本当はありますよね、母国語が。しかしながら、英語能力が大変すぐれた民族ということで、日常会話は英語でいいのだと思うのです。しかしながら、本当のホスピタリティを考えるのであれば、やはり住民の皆さんにオランダ語の基本的な挨拶、これはしっかりと、例えば広報を使ってお知らせするとか、そういうことで外国から来た方に、やはり母国語で「こんにちは」、「さようなら」、「頑張って」みたいな、そういう本当に短い単語を、これをしっかりと町民全員で勉強していくって、すごくホスピタリティをあらわすには一番いいことだと思いますので、そこら辺もぜひ考えていただきたいなというふうにも思います。もちろん日常会話は英語でいいと思います。そこら辺についてどのようなご認識でしょうか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。

ご意見ありがとうございます。既に11月30日に来日した際も、挨拶等については全職員にチラシを配って、挨拶はできるようにということで取り組みましたので、そういった形で住民の皆さんにも入っていただいた取り組みができるように計画したいと思います。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。せっかくのオランダの国のホストタウンになるということで、三芳町町民にもやはり広報等を使って、オランダ語に触れるというのはすごくいいことかなというふうに思いますので、その辺についてもぜひ計画をしていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（抜井尚男君） 室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えします。ありがとうございます。

発信の仕方というので、ただホストタウンになったというだけだとなかなか身近に感じられないということで検討していたところですので、そういった相手の言語というところも含めて発信していくことで身近に感じてもらえるような流れをつくっていきたいというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

それでは、2番については閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前10時51分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前10時51分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、11時まで休憩といたします。

(午前10時51分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前11時01分)

---

#### ◎三芳町立第二保育所移管について

○議長（抜井尚男君） 休憩前に引き続き協議を行います。

続きまして、(3)番、三芳町立第二保育所移管について、こちらのほうはこども支援課長並びに保育担当主幹、最初はどちらですか。

それでは、課長、お願いします。

○こども支援課長（郡司道行君） 議員の皆様、大変お世話になります。

本日は、2月20日に行われた全員協議会において指摘がありました事項について、まず1点、土地の地上権について、2点目、建物を貸与ではなく譲渡にすることについて、3点目について、無償譲渡とする理由について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、詳細の説明について、保育担当、平野より説明させていただきます。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） おはようございます。保育担当、平野でございます。きょうはよろしく願いいたします。大変申しわけございません。着座にて説明をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。平成30年5月15日の全員協議会資料ということで右肩に書いてございますが、先ほど課長からお話しいたしましたように、前回の全員協議会において、ご説明の中でご指摘いただいた部分ございましたので、大きく3つにまとめてございます。

まず、第1点目、土地の地上権についてです。これは、経過といたしましては、土地を無償によって貸与、使用貸借という形になろうかと思っておりますけれども、そちらでやる場合、建物の所有者が権利を主張した場合にどういふふうな考えでいるのかということでご質問をいただいております。こちらについてご説明いたし

ます。ごらんになっていただきますと、まず無償によって土地の使用を認めるという形になると、2つのパターンが考えられます。土地使用貸借契約または無償による地上権設定というような形が考えられるのかなというふうに考えております。今回の第二保育所の民営化移管については、土地については保育所の用地として供していただく、供し続けるということがまず必須でございます。そうしますと、使用者については、その権利を第三者に転貸、譲渡とすることというのは認めないことにするのが大事なところでございますので、そうした場合に、地上権という物件という形で設定をいたしますと、その権利の移動とか、それは禁止事項で、やったとしても権利の移動が起こり得る地上権という形の物件になりますので、その部分を設定せずに土地の使用貸借契約というものを締結して、無償により使用を認める予定でございます。

なお、現行の民間保育園1カ所につきまして、先日来お話ししております無償による土地の使用、貸借をしておりますけれども、そちらにつきまして同じように土地使用貸借契約という形で契約を行わせていただいております。まず1点目については、以上になります。

続きまして、2番目で、建物をなぜ貸与ではなく譲渡するのかというところについてでございます。先日の2月20日の段階では、ご説明の中で建物の管理リスクというようなことを主眼に置いてご説明を差し上げ、またその中でも民設民営というお話も差し上げましたけれども、そういうところでなぜ貸与ではなくて譲渡なのかというご質問をいただいております。今回の第二保育所の移管に当たっては、建物の所有権を移すことを、貸与ではなく譲渡とすることで所有権が移転いたします。貸与することとなった場合というのは、土地が町、建物も町が所有するという形になりますので、公設民営の保育所という形にみなされます。よって、今後の保育所運営にかかわる運営費というものがございます。これは公定価格等に基づいて算出された金額を、原則国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1というような形で負担をするものでございますが、こちらの国及び県の費用支弁の対象にならないということになります。よって、今回移管で運営主体の変更という形になりますけれども、その中で町にとって最も有利であるもの、今後のことを考えた場合ということになりますと、貸与という形ではなくて譲渡とすることが、これから先の町にとってのメリットがあるというような考えでございます。ですので、今後の町負担を考慮するとということでは今の説明になりますけれども、貸与ではなくて譲渡、所有権を移転するという結論をつけております。

続きまして、第3番目、譲渡するというところで、その後今度有償、無償の話になりますが、無償譲渡とする理由についてでございます。先日来お話ししていますように、第二保育所の民営化においては、現に今利用されているお子様、またその保護者の方々がいらっしゃる中で、移管をされた後の保育所運営が安定的、継続的に行われて、保育の維持向上が図られるということが必要でございます。私どもといたしましては、そのために、その移管の法人を選ぶに当たって、多くの応募法人の中から優良な法人を選定したいと。優良な保育を行っている法人を選定したいという気持ち、必要がありました。

そこで考えたときに、まず1点目としては、保育所整備に関しては、これは新設の保育所というか、民間法人が保育所を整備する場合というのは、国、県が入る場合もございます。国、県の補助制度がございます。これは整備に関する費用です。例えば建物の建設ですとか、そういうところなんです。その制度はございますが、事業者負担としては、その制度を使いますと原則4分の1の負担でそういう整備が行えるという制度でございます。ただし、今回の移管に当たっては、既存の保育所を取得する形になります。保育所として整備されているものをそのまま取得するという形になりますので、整備の補助金のこの制度には、整備に当たら



ないという理由から活用ができないということになります。そうしますと、取得費用については全て事業主、法人のほうの負担という形になるという結果が起きてまいります。先日来お話ししているところの繰り返しになって恐縮なのですが、今回の移管に当たっては、やはり先ほど申したように、多くの法人から、より優良な保育を行っているところを選定したいという、そういう必要がございましたので、その取得費用負担というところを理由として、公募、応募に応じない、それを応じないというか、そこでちょっと考えてしまうというような、見送ってしまうという法人が生じないように、建物に関する初期投資を不要とする無償譲渡の条件という形にいたしました。

また、議論の中で、4分の1という事業者負担、実質の部分がございしますが、仮に取得価格を設定した中で、その4分の1という負担を求めるといった場合に、こちらのほう、4分の1の、ちょっと仮の数字で申しわけないのですけれども、例えば火災保険の評価額が1億2,700万というようなお話を先日差し上げましたが、それで考えたとしても4分の1、およそ3,000万ぐらいという形になりますけれども、そちらのほうの数字、負担をいただくべきではないかというところもございました。ただ、その法人の負担の部分と今後の、今現に第二保育所で保育を受けているお子さんが、今現にいる第二保育所において保育を引き続き受けていただく、保育を提供するというような観点から考えまして、その4分の1、また初期投資の部分、そちらのほうを負担をしていただくというハードルを設けるというよりも、これから先の公益性、今後のお子さんたちの保育の部分において、その初期投資の部分に必要なお金を十分に投下をしていただきたいというところもございまして、まずは多くの法人から応募があるという前提を、条件の中でこちらのほうを無償譲渡という形で初期投資を不要とするという形にしております。

なお、最後の段になりますけれども、譲渡に当たりましては、当然のことながら、保育所以外の目的外の使用の禁止ですとか、転貸転売、また建物改変時については文書による町との協議等、制約はきちんとかけた上で契約を締結していくという形になろうかと思っております。

ご指摘いただいた部分につきましての説明については以上になります。よろしくご審議のほうお願いします。

○議長（抜井尚男君） それでは、こども支援課から第二保育所移管についての説明がございました。

何かご質問ございますか。よろしいですか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

3の無償譲渡とする理由についてというところの中で、一番最後なのですが、譲渡に当たっては、目的外使用の禁止、転貸転売の禁止、建物改変時の町との協議などの制約をかけるというふうに書いてあるのですが、例えばこれは契約書などでちゃんと制約をとというようなお話だったと思うのですが、それは間違いないですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

議員さんおっしゃるとおり、契約書の中で、例えば権利譲渡の禁止ですとか、そういう部分、今申し上げたところを含めまして制約については明記をして、契約を締結するという形になると思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしますと、例えば転貸転売のところなのですけれども、もし保育所をやめたりする場合には、2年前に町と協議をする。町に言ってほしいと。その間に町と話をしてどうするか決めていくという内容だったと思うのですけれども、そうすると、それより、2年よりも後というか、1年とか半年とか、そのぐらいで、例えば保育所が経営が成り立たなくなったりとか、そういうふうになった場合は、やっぱり保育所としてはそれを立て直すということを考えて転貸転売、自分の建物だからということで、もしかしたら貸すということ、ほかのところに貸すということを考えたりもするかもしれないと思うのですけれども、そういったことについてはこの制約に何か入れているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、契約の解除みたいな形のお話であろうかと思えます。2年という予告とか。先進地事例を見ましても2年の予告期間を設けるといふようなところも多くございますので、予定といたしましては、そういうような契約にしようかと思っています。ただ、今回は法人を選定するに当たりまして、やはり長く安定的にやっていただきたいという部分もございます。また、新しく保育の定員をふやすという方向に動くのではなくて、現状を維持するという形になりますので、現行の需要量から考えますと、その保育所の部分、お子さんの数にもよりますが、契約が成り行かなくなる、立ち行かなくなるということは、利用調整という形で町が行っておりますので、その部分については十分な体力があるということと、また利用調整の制度があるということで、想定の方はなかなかしにくいかなと思えます。ただ、そうなった場合というのは、当然のことながら、義務を履行するという形になります。保育所として運営をしてほしい、所有をしてほしいという義務を履行できなくなる場合というのは、基本的には、法人は町に対してそれができなくなった場合というのは、直ちに返還をするという形、所有権は町へ戻すという形の契約の条項を含めますので、事業者がそのまま持ち続けてというような形の契約ではございません。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしましたら、今のところはちゃんと書いていくということなのですけれども、それとその前に利用調整ということで、そういうことがないように見ていくという話だったのですけれども、保育の量の調整とか、そういうのはしっかり今後も子ども・子育て支援なんかで見ていくと思うのですけれども、そういうこともこれからしっかりと、そういうふうな現状が起きないように、今度の第二保育所にかかわるところは町で見ていくということなのか、それとも今まである既存の民営化の保育所、そういうところも同じように見ていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

先ほど利用調整というお答えをいたしましたけれども、そちらにつきましては公立、民間保育所ともに、こちら全て保護者様のお申し込みから利用の調整を行っているところでございますので、今回移管先の法人

の部分の運営するところだけということではなくて、全て同じ条件でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 細かいところはまた今度お伺いするとして、前回の説明事項に、2月のときですね、それ以降に何か新しく、ここのところは変えました。こういうふうに考えましたというような点があったらお伺いしたいのですが。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 基本的な考え方というのは変えてはございませんけれども、例えば先ほどの貸与ではなくて譲渡をするといったときに、2月の段階では建物の管理リスクという形の話在前面に出させていただいてお話をいたしました。ただ、今回のご説明においては、民設民営となることのメリットというところの部分、今後の町負担の部分のところを説明の主眼としております。ただ、その中で民設民営になった場合、建物譲渡した場合に、建物の管理リスクが軽減されるというところの事実についてはきますので、大きな考え方の変更というよりも、ご説明をするところの立ち位置というところが変わっているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 土地の地上権についてというところで、ここでは無償ということでありますけれども、前にももしかしたらお聞きしているかもしれないのですけれども、ここを無償にする理由というのは、これは税金で土地をきつと購入していると思うのです。ですから、税金で購入しているものですから、やっぱりそこを無償にしていくということは、町民に対して説明が私はつくのかなというふうに思っているのです。ここを無償にするのではなくて、逆に貸与としたとき、そのときはどうなるのか、その辺について説明をしていただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、無償の貸与という結論に至ったのは、こちらの今のお話と、あと民間保育所、今現行でやられている民間保育所に対して同様な使用貸借という形で無償で行っているというところがございました。それで、もし仮に有償による貸与となった場合においては、やはり先日ご説明いたしましたとおり、町のほうが土地の借上料について補助を出しております。今民間園、土地を町が所有のところに対しては出しませんが、ほかのところには土地の借上料の補助制度というものがございまして、年間で上限500万ということで、お子さんの在籍人数に応じて基準額を定めまして補助を行っているところです。ですので、町所有の土地となった場合というのは、その部分の補助制度について検討した上で差額をいただくような形がテクニク的には考えられます。ただし、今現行の民間園さん、今やられているところ、そちらのほうと今回移管する、第二保育所の部分がそろって、片や町の土地を使っていて賃料をお支払いいただく、片や無償というような状態が続くということはバランスとしても余りよろしくないかなというところもございまして、今現在の無償貸与というような形の結論に至ったわけでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 500万を払っている、借上料に対して払っている、それがなくなるからということで今説明があったと思うのですけれども、逆にもし有償にして貸与とした場合に、その点ではどのくらいの金額が妥当だというふうに捉えていますか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 今妥当な金額というのは出していないのですが、民間園2園、補助を出しているところであります。1園については補助額が444万7,000円、もう一園については434万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは民間に対しての土地の借上料に対して町が補助しているということですよ。私が聞きたいのは、この民間のそういう例ではなくて、今ある町の保育所のところの土地を有償にした場合には、大体妥当な金額としてどのくらいの貸与金額になるのか、そこを出してほしいということを行っているのです。課長の答弁では、それは出していないということなので、出していないならば、次に出してきていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 次に出していただくということで、それは両方出してこないとわからないのです。最初から無償に決めて、それで理由づけがありますけれども、ここに第三者に転貸、譲渡等することを認めないこととするため、特権である地上権は設定せず、土地使用貸借契約を締結し、無償によりその使用を認める予定ですとか、一番下の2行なんか当たり前のことなのです。当たり前のことを書かれても困るので、もう少し対比してやっていただきたいと思うのですけれども。

次にお聞きしたいのは、これは2番なのですけれども、今度は建物ですけれども、譲渡するということで、私は土地についても貸与を両方考えるべきだということで、こちらも譲渡するというのではなくて貸与という両方考えて、その点で民間に対しては国のほうは補助が多いのです。ですから、そこが今ネックになってしまっているのです。公立を守っていききたいというのは、保育士もみんな思っているのです。ところが、補助額が違ってきてしまっているのです、それでこういった苦肉の策を町も考えるようになってしまうのですけれども、運営に対して補助なのか、それとも建物が今回の場合に譲渡してしまって、そして運営は民間ということになりますけれども、これを逆に町が建物は持っていて、そしてそれを貸す、また賃借料発生しますけれども、建物も無償譲渡ではなくて、貸した場合について、国からの補助、県の補助、それから町の運営に対して建物が町の場合だと、その辺についてどういった支障があるのか、その辺についてもう一度お尋ねします。

○議長（抜井尚男君） 公設民営の場合の補助の関係を聞きたいということですか。先ほど説明がありまして、繰り返しになるかもしれませんが、ご答弁いいですか。

保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

町が所有権を持ったまま建物を貸与した場合というのは、公設民営という形になりますので、運営費に関してのお金というのは、国と県と市町村で負担をするというルールということにはなりません。ですので、移管をするという、運営主体を変えるという結果というのは変わりませんが、そうなったときに町に対して最もメリットがあるのは何かというふうに考えた場合に、賃料が入ってくるというところもメリットかもしれませんが、それを超えて譲渡することで運営費の部分がでてくるというところの判断でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 建物は本当にまだ建てたばかりで新しいのです。その辺で、今言ったように貸与の場合には、今度は賃貸契約が発生しますので、その辺についてもどちらが有利なのか、その辺も数値を出しておいてほしいと思いますが。

それから、最後に3番の無償譲渡とする理由についてということで、取得費用が法人の負担となるということですが、実際に運営をしていくためには、そういったさまざまな、先ほど火災保険のことを言われましたけれども、運営していくからには、そういった費用はかかっていくわけですから、そこを町が持つていくというのは、またその辺もちょっと疑問なのですけれども、この取得費用というのはどういったもので、どういった内容のものがあるのか、その辺について説明をしていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、運営に関する経費について町が持つていくということではございませんで、その部分ではなくて、初期投資を、取得費用といったときに想定をされるものというのは、当然のことながら建物とか土地、備品関係等々ございますけれども、それを有償でやった場合というのは、当然取得費用というふうな形で法人のほうとしては負担になるだろうというふうに考えております。その他、保育の運営に関しての部分というところについての負担をなくすということではなくて、あくまで算入に対して初期の投資が不要であるという形の無償譲渡という形の結論でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これも無償譲渡を前提にしているのですよね。そうではなくて、取得費用負担を理由として応募を見送る法人が生じないように書いてありますから、取得費用の負担というのはどういふものなのか、全部具体的に列記してほしいのです。私が言いました3点、次のときに出しておいてほしいのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員の今の費用の負担の数字を正確にというか、ある程度出せという部分ですが、単純にその担当課で勝手に決められるものではないですし、公にする場合にはいろいろな手続、調べ方もあると思うのです。大体のという予想というか、そういうものは出ると思うのですけれども、ほかと比べてとか、その程度でよろしいのですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、私が3点申し上げて、今すぐ答えられなければ次回でもいいですよと

いう、そういう期間をしているわけですから、隠すことは何もないわけですから、文書にそうやって書いてあるわけですから、ですからそのものを資料を出していただければ対比できるわけですから、最初から何か無償譲渡、無償貸与が当たり前の書き方で来ているから、全く中が見えないのです。中を見えないからほかの議員の方も、もっとわかりやすい説明をしてほしいということできょうに臨んだと思うのです。きょうのも全く同じですよ、この文書1枚で。全く同じだからわかりませんから、次は対比できるようなところを持ってきてほしいと思います。

○議長（抜井尚男君） 説明をしてもらっているものは、具体的な数字というのは当然列記はしていませんが、比較対象していった中で、譲渡がいいのか貸与がいいのか、そういうことを確認して、そのメリットを求めた上でのことをただ説明をいただいていると思うのです。ですから、例えば無償譲渡ありきで話を進めているとかというふうには私のほうでは別に感じてはいないのですけれども、吉村議員がそうであれば、またどこかの機会で、申しわけない、吉村議員に対してそういうことであれば、でも今多分、しっかりした数字を持っているわけではないですから、回答が多分担当課ではできないと思いますから、それは今話したように、ある程度予測というか、そういうものでいいということでもありますから、そういう話は、もしあれでしたら改めて話をしますので、それでよろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、そういった資料を提出していただければそれで結構ですので、お願いします。

○議長（抜井尚男君） 何回も繰り返しになりますけれども、ちゃんとした不動産鑑定をすとか、そういうのには費用がかかってしまうので、それはちょっと多分できないと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

先ほど当たり前のことは書かなくていいという発言がありましたけれども、私は当たり前のことは当たり前で書いてほしいと。そこだけはちょっと、私はそう思うので、誤解なきようにお願いします。

多分、ちょっと質問答えられない話だと思うのですが、できるところまででいいのですが、なぜこんなところでひっかかっているかということ、もっとさかのぼった話なのですよ。つまり第二保育所の耐震診断から始まるわけです。あのときは公設公営、2つ保育園を残すということで、耐震の工事が必要だと。どうせやるのならということで、それプラスアルファの工事もやっているわけです。リニューアルもやっているわけ。始まったのが前々の課長のときに、いきなり急に保育士が大量に退職するのでこのまま維持はできないという話でスタートしたのです。現状何で無償云々にこだわるかということ、やっぱりその最初のときの耐震診断のまだ残債が残っているわけです。今ここまで来て考えると、もうその時点で保育士が大量退職するとわかっていたはずなのにもかかわらず、見落としたのかどうか知りませんが、大量の改修費用をかけて工事を行った。結果的にはここまで来たところが問題であって、町政の継続性ということを考えると、一体何をやっていたのと。そこに対しての説明は全くないですよ、今まで。多分それがなかったらこんなにひっかかる話ではなかったのかなと思うのですが、そこに関して町政の、だからこども支援課の話

ですから、ここで聞きますけれども、どう考えていらっしゃるのと。私としては、あのときだまされたなという感覚がすごく強いのです。答えられる範囲で結構なので、済みません。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 平成25年度に耐震改修を実施しておりますが、やっぱり当時はお預かりしていた子供の安全確保のため、必要不可欠と判断して決断したものです。その際に要した費用の一部を移管先法人に負担していただくことと、現に利用されている子供や、今後保育を必要とする子供たちのため、移管後の保育所が安定的かつ継続的に運営されることを考慮した結果、今回の判断になっています。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。説明ありがとうございます。

1点だけちょっと確認を、教えていただきたいのですけれども、前は建物について有償譲渡とした場合には、国、県の費用支弁対象にならない可能性があるということでお話があって、その後確認をされて、これがならないということが確実というふうになって、きょうのご説明かなというふうに認識をしているのですけれども、公設民営の保育所とみなされ、国及び県の費用支弁対象にならない場合は町が100%負担ということですね。その国、県、町で3分の1ずつになるということで、これはどれぐらい軽減されるものなのか。大体で結構なので教えていただきたいのですけれども。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

その移管後の運営に要する経費の部分ということで、前回2月20日の際にご説明差し上げたときに、28年度決算に基づくという試算で数字を出させていただいています。そちらのほうを少し回答させていただきたいと思います。まず、第二保育所に対しては、28年度決算に基づきますと、総額で1億2,326万円程度、決算額として出ております。そして、移管を、その状況の、お子さんの年齢階層ですとか人数とか、そういうところで公定価格というものがございまして、それに基づいて国とか県からのお金を計算いたしますので、変動はございますけれども、同じ状況で考えた場合というのは、移管後、町がその事業者に対して支出する額というのは、運営費5,000万程度という形になりますので、効果といたしましては、下の7,300万程度というところを一つ試算として出させていただいています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

私も先ほど山口議員もおっしゃられていたように、この問題がここまでこじれてしまう根本的なところは、以前の耐震改修からあったのかと思うのですけれども、先ほど主幹のほうからも、例えば額が幾らというのは、仮に1億2,700万として、それで事業者負担で済む部分4分の1くらいにしても、その分保育の質等がいいものにならないのかといったことでよりよくしてもらうために無償譲渡とするということで説明がありましたけれども、こちらの有償、無償の別等も庁舎内の重要政策会議等で当然話し合われたことだと思うのです。その際にも、それだけでそこに出席されていた方は、もう皆さんそれで納得してしまったのか、それ

とも当然その会議内においても、決定は無償にはなりましたが、やはり納得いかないことも多々あったかと思うのですけれども、そちらおっしゃることができる範囲でいいので、すんなり決まったのか、それともやはり多々いろんな意見が出たのかというのはどうだったのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 結論としては、先ほど鈴木議員おっしゃったとおり、無償譲渡という結論を設けていますけれども、当然さまざまな課の課長たちが集まって会議をいたしますので、有償の部分、無償の部分というところについては、さまざまな意見が出ておりました。その部分はございました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

あと、民営化移管についても、当然当初からスケジュールがあったと思うのですけれども、それに関して一度はできたら有償で、その額はまた別の問題としましょう。有償でやって、それで集まらないようであれば、望んだような多数の応募者がいないのであれば無償とかということは、スケジュール的にも無理だったのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

募集要綱の決定というところからスタートするものでございますけれども、昨年度の考え方といたしましては、やはり保護者の方の保育園の申し込みの時期というのが12月の中旬、10日前後が締め切りでございます。31年4月からの移管でございますので、それを過ぎてしまいますと、もうあと1回しかないという、申し込みのチャンスとか転園のチャンスというのでしょうか、そういうものが1回しかないものですから、どこの法人が受けたというところを年内には決めておきたいというところがスケジュールリングとしてございました。技術的な部分としては、鈴木議員がおっしゃったようにスケジュールとして少しゆったりした部分でも大丈夫だったかもしれませんが、私どもといたしましては、やはり今利用されている方、今後利用される方が、どの法人が受けるのかというところがわかった状態というのが、なるべく早く来るのがよろしかろうと。それが逆にお子さんたちの保育を選んでいただく親御さんに対して有利になるだろうということの考えの中で、12月年内というところをゴールにいたしましたので、もう一度やり直しという時間は、申しわけないです。大体おおよそ2カ月から3カ月、募集から選定まで、どんなに短くてもかかるかと思っておりますので、その部分というのは難しかったかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。だとしましても、今の話はもう31年4月が絶対の話だったのですけれども、それを、では例えば32年4月というのは、当然職員の退職の関係もありますが、物理的にも不可能だったということよろしいですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。



議員おっしゃられたように、31年4月というところの民営化移管を目指していた理由というのは、やはり31年3月の退職者が多いということで、町の正規職員、臨時職員の体制から考えましても、今よりもっと臨時職員さんをふやさないと運営ができなくなるというところもございましたので、31年4月というゴールを一つ決めさせていただいた上で、スケジュールリングをしたものでございます。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） それでは、菊地です。指名されたので。

土地の無償の使用貸借についてですけれども、有償の場合は試算をしていないという話があったと思うのですが、まずこれですけれども、土地の使用貸借について、これは借地借家法の制限というのは受けるのですか、受けないのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 確認をいたしましたところ、無償による使用貸借の契約となった場合というのは、借地借家法の部分の適用は受けないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

借地借家法だと賃貸借ということなので、受けないのかなとは思いますが、かわりに民法のほうの適用を受けると思うのですが、この場合、民法でも、要するに市場価格よりも明らかに低い場合をもらっていても、それは使用貸借に当たるのだという判断があります。なぜゼロか100かではなくて、途中のグレーゾーンでの費用負担というのを求めないのか。あくまでも使用貸借のいいところを残しながら、町に収入を得るためのことをしないのか。なぜなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、賃料を取らないのか、無償の使用貸借でいくのかということの一番大きな理由というのは、現行の民間保育園に対しての使用貸借を無償で行っている、その契約期間がまだ残っているというところが一つございます。今回ご説明の中でも申し上げておりますが、10年間という形で設定をする予定でございますけれども、その後ということになりますと、今現在契約している民間園との土地使用貸借の部分も節目を迎える時期が来ますので、その段階で町に対しての幾ばくかの賃料をいただけないかというようなところの検討をするべきだろうというふうに考えた結果でございます。ですので、今の現段階で有償という形ではなく、無償というような形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、もう既に無償、ゼロでの使用貸借の実績があるので、今回も同じにしたという話だと思うのですが、むしろ町の状況とかを考えれば、今この時点で考えて、新たな継続、更新のときには同じように做っ

てくださいというほうが住民の理解も得やすいと思うのですけれども、やっているからこうやりましたと言えるだけの体力が今三芳町にそれだけあるのですかということなのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

財政上の体力というお話がございましたので、確かに皆様、町の財政は非常に厳しい状況の中で、こういう形の無償というような選択をしたところについてのご意見というのはあろうかと思えます。ちょっと私、こども支援課のほうの、町として土地については無償での使用貸借、また建物については無償譲渡という結論を受けた上で、出した上で募集の開始をかけているところでございますので、ただ、当然のことながら、10年経過後については、賃料をいただくような形になるかどうか、なるようにというふうに検討していくのはあれかと思うのですけれども。済みません、答えになっていないですね。申しわけないです。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

無償でやるだけの財政的な体力、町としての体力があるかどうかを主幹が答えるのはちょっと荷が重いなと思うのですけれども、本来課長、答えるべきだと思うのですけれども。あるのかないのかでお願いします。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 最終的には町の重要政策会議で決まったものであります。今主幹からも話がありましたとおり、今1園、10年後に契約が、20年と決めたもの、それでこちらのところで10年無償貸与という形で決めさせていただいて、今後、そちらの今度契約期間が終わりますので、そのときに改めて具体的に今後賃料をいただっていくのかということを検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは先ほども答弁いただいているので、今現在どうなのかというのを聞きたいのですけれども、答えはないということよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 町の重要政策会議で決めさせていただいた形で進めさせていただいていることとなります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、町の重要政策会議では、町に今は体力が十分あるということなのですか。それでよろしいのですか。そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 重要政策会議の中には町長、副町長、また財務課長も含まれております。一応そうやって決めさせていただいたところというのは無償貸与でいいということで決定しておりますので、そういう考え方だと思えます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、土地は使用貸借で、建物については民間へ100パーセント所有権が移るということになるかと思えます。この場合で使用貸借としてのメリットが本当に発揮できるのかどうかというのがちょっと疑問なのですが、まず建物の所有者が民間だということは、ここまで今決まっているところではなくて、一般論として民間事業者の吸収合併等、解散もあり得ると思うのですが、その際に使用貸借の地主側としては何らかの意見が言えて、それは強制力があるものなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○子ども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

法人格の吸収合併等々というところへの強制力があるかどうかということ、そこの部分については土地所有者としての強制力はないかと思えますけれども、ただ例えば使用貸借契約を結ぶに当たっても、やはり目的ですとか、そういう部分についてきちんと明示をした上で、この保育所以外の用途に使ってはいけないよとか、当然のことながら結ばせていただきます。そういうところもございますので、その目的外使用、建物を持っている法人が目的外使用を行うような場合というのは、2つの契約がリンクするような形で契約を締結するのがいいのかなというふうな形で考えておりますので、この契約に反する、義務を履行しない場合においては、土地の使用貸借契約についても解除する、また使用貸借のほうについても建物の契約を解除するというような形の表現をもって今後のコントロールをするという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今建物の使用貸借を解除するとおっしゃいましたけれども、土地と建物とおっしゃったと思うのですけれども、建物はあくまで100%所有権移転しています。要するに、何かあったときに、100%所有権を持っている建物所有者が、町に対して買い取れと。有償で買い取れとした場合、町としては有償で買い取らないといけなくなってしまうのではないかと思うのですけれども、要するに目的外使用をする、それを認めないのであれば、この建物、金額はそのときによるのでしょうけれども、買い取ってくれ、ただで上げたものを買い取ってくれと言われると、それとしてどうなのかなと思うところが出てくると思うのです。それに対して契約書の中で対抗できるだけの契約書ってまずつくれないと思うのです。停止条件とか解除条件とか、そういうものはないと思うので、実際に何かあったときに建物所有者からの、言われることに対して無償で取り戻せることができるのかどうか。そこら辺はどのように考えていますか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○子ども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

先進地事例を参考にさせていただきながら、建物についての譲渡契約を今考えるわけですがけれども、基本的には譲与物件についての返還という条項を立てまして、それで目的外の部分もそうですし、契約を履行できないといったような状況が生じた場合というのは、返還を求めるのだというところ、それで原状に回復して返還を求めますというところと、あと有益費、必要費についてもそれは請求はできないというような形で

の契約条項を結ばせていただく形になりますので、原則としては無償でこちらへまた所有権を返還するという形の条項をとらせていただきます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まず、先進地事例を参考にとありましたけれども、同じようにやっている先進地事例というのはあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

私、今参考にさせていただいているところは、埼玉県内で深谷市さんが今現状そういう形の契約をしているというのは確認をできております。また、ほかの部分、市川等も無償譲渡という形でやっておりますけれども、契約内容についてはおおむね同様の内容が書かれていたというふうを確認しています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

不動産の場合、契約書を締結した場合でも、問題があると結局は裁判になるのです。要するに契約条項の内容の妥当性とか、そういったことが裁判の判決に大きく影響すると思うのですが、まずそこまでいっている事例はないのではないかなとは思いますが、無償で買い戻しをすれば、費用は求められないという契約書をつくったとして、果たしてそれが有効であるというのは、例えば町の弁護士さんいると思うのですが、そういったところでも確認はできていて、何があっても勝てるということで確約はいただいているということなのではないでしょうか。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 大変申しわけないのですが、町の顧問弁護士等とは、今の段階では相談等はしておりません。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

不動産関係の裁判って非常に複雑で、多種多様にわたっているのです。それを調べるのも結構大変なのですが、行政に詳しい弁護士さんと、あとそういう不動産の訴訟に詳しい弁護士さんって、やっぱり専門分野があるので違うと思うのですが、特に借地で今回土地が使用貸借で、建物が譲渡して所有権が移るといった場合の契約って、非常にレアだと思うのです。それをやろうとするのであれば、しっかりその点、裁判に勝てるだけのものを身につけてから、これ多分前回も言ったと思うのですが、まだ相談も何もしていないというのは、結局その点については何も進歩がないということなのですよ。要するに本当に大丈夫なのかどうかということが担保できるかどうかなのです。それだと結局これで裁判になって泥沼になって何年もあの土地、建物が使えないとなると、ではそれを判断したのは誰なのとなると、それも困るわけです。そういう点もしっかり法的な根拠、あと事例、判例等をお調べいただきたいのですが、

うのも前回言っていると思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

菊地議員おっしゃったように、こういう契約のケースというのは数は多くはないのかなと。やっているところはありますけれども、訴訟というところになっているとか、住民監査請求等が出ているところはございますけれども、裁判、行政裁判というようなところにまでいっているところというのは、まだ確認はできておりません。裁判例の段階で、まだ最高裁判例というところはないというのはちょっと確認をさせていただきましたが、裁判例という形も、ちょっと私が調べたところは見当たらなかったというのが現状でございます。今確認している部分というのは、その部分だけでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

最後に済みません。1つ、本契約というのは、予定だと6月というふうにこの前おっしゃっていたと思うのですけれども、それは予定どおり進める予定でお考えでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 先日ご説明した際に、本契約というのは恐らく自治法の96条に基づく議決をいただくということだと思います。今回のケースにおきましては、96条の1項の第6号というところが該当の契約、また自治法の237条第2項というところがあるのですけれども、そちらに基づいて議決を要すると。議決をいただかなくては進まないというような形になっております。上程をさせていただく予定としては、保育所の廃止条例等もございますので、今議会で、6月議会でというところがございます。その目標というのは変わってはいませんが、ただし、その上程をさせていただくときに、仮契約の必要があるかどうかということについては、通常の工事案件ですと契約を締結することということで仮契約をつけた状態で議案を上程させていただきますけれども、今回はこの物件をこの用途で、この先にいつというような議案内容になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、先ほど地方自治法の第237条の2項によってというお話があったと思うのですけれども、この無償譲渡、そういったことによる議決、それもここに、6月に入るということなのですか。そういうことですね。

○議長（抜井尚男君） こども支援課長。

○こども支援課長（郡司道行君） 議員さんのおおりであります。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、以上で（3）番、三芳町立第二保育所移管については閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

(午前 11時58分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前 11時59分)

---

○議長（抜井尚男君） それでは、昼食のため休憩をいたします。

(午前 11時59分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開をいたします。

(午後 1時10分)

---

#### ◎エコパ送迎バスの経路等変更について

○議長（抜井尚男君） 休憩前に引き続き協議を行います。

続きまして、(4)番、エコパ送迎バスの経路等変更について、こちらを議題といたします。

説明をいただくのは、環境課、小川副課長、それではお願いします。

○環境課副課長（小川智東君） 環境課の小川と申します。本日は、環境課長、他の研修のほうに出ておまして、代理で私、小川のほうで説明させていただきます。それでは、着座で失礼させていただきます。

お手元の資料でございますエコパ・環境センター送迎バスの経路・バス停の見直しについて、こちらについて説明をさせていただきます。こちらは、ふじみ野市・三芳町環境センター、そちらに行く送迎バス、こちらの一部の経路見直し、これについては以前からちょっと利用者数が極端に少ないバス停等の廃止で、乗降客が見込まれるであろう場所の新設ということで、ちょっと検討を続けてきたところでございます。

その結果、今回廃止とさせていただくことで考えておりますのが、いずれも三芳町Aルート、主に上富、北永井方面を走っているバスでございます。この中の東草バス停、三芳町農業センターバス停、八軒屋バス停、こちらの3カ所で、まず1ページ目の下にある実績、28年度、29年度の実績、こちらをごらんいただくとわかるかと思うのですが、東草バス停、農業センターバス停、八軒屋バス停、いずれも極端に乗降客が少ないという現状でした。これにかわるものとして、こちらの3カ所を廃止しまして、新設としまして（仮称）木ノ宮バス停、（仮称）森の里団地前バス停、（仮称）メゾン上富前バス停ということで検討しております。

これに伴いまして、バスのルートも若干変更になります。2枚目にあります路線図です。こちらをごらんいただければと思います。この路線図にありますとおり、順番のとおりに行くわけですが、①番から③番までは変わらずで、③番の後、通常、三芳中学校前を左折していたところを右折しまして、森の里団地前というバス停を設定しまして、その後、左折、そのまま幹線1号線上まで県道を走りまして、幹線1号線で左折、途中メゾン上富前という、集合住宅がございます。そちらでバス停を設置しまして、その後、所沢市境を左折、そして戻りまして、幹線2号線上で左折しまして、そのまま県道を走ります。その後、上富の木ノ宮方面ですね、まず一旦県道を走りまして、途中で左折、幹線11号線のところを左折するのですが、左折

しまして、最終的に⑦番のほうに左回りで入ります。⑦番というのは幹線12号線にあります住宅のある地域です。こちらにバス停を1つ設定しまして、そのまま変則交差点へ行きまして、幹線13号線を通りましてそのままふじみ野方面に抜けていくというコースでございます。これについては、あくまでも乗降客が、これが見込まれるであろうということで設定させていただいております。

なお、従来ありますBルート、Bルートは一切変更は考えておりません。変更については、Aルートのみでございます。

それにあわせまして、もう一点、次のページになります。書類になりますが、エコパ・環境センター送迎バス、これまで文字としての表示はあったところですが、町内の皆様により親しみのある施設としてご理解いただくことを踏まえまして、三芳町のキャラクターであります「みらいくん」、「のぞみちゃん」、こちらのイラストを送迎バスにラッピングさせて、これを町内のルートを走らせていただこうと考えております。これについての表示は、この写真のとおりになります。

なお、この路線、ふじみ野市内も走ることも考慮しまして、ふじみ野市のキャラクターもあわせて入れてありますのはご承知おきください。

説明につきましては以上でございます。

○議長（抜井尚男君） それでは、エコパ送迎バスの経路等変更について、環境課副課長から説明がありました。

何か皆さんからご質問等ございますでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。

ちょっと気になるのが、Aルートの最後の八軒屋バス停なのですけれども、ほかのところの廃止になるところは、平成29年度は東草バスも三芳町農業センターもゼロということで、乗っている方は少ないのですけれども、八軒屋バス停は29年度6名ということで、お使いになっている方がいらっしゃる中で廃止を決めたということは、この6名の方々、結構木ノ宮のところまで来るのも大変かなというふうに思うのですけれども、その辺について説明を願います。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えいたします。

確かに八軒屋バス停、昨年度6名ありました。今回ほかのバス停の乗降客がそれぞれ100件、200件を超える乗降客があります。その中にありましてどうしても、ゼロではないのですが、どうしてもこの6名という数字が目立ってしまったことがございます。ただ、今回そういう乗降客によって少ないということで変更させていただきました。ただ、また今後こちらの廃止した路線にある、住んでいらっしゃる方で利用が不便になった、そういう声がまた聞こえてきましたら、これもまた検討材料とさせていただきます、またそれはエコパのほうとお話を進めていきたいと思っております。今回におきましては、とりあえず人数で検討させていただきました。新設したところのほうの方が明らかに乗降客が見込まれるということで、このような形にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

あと、新設のところなのですけれども、森の里団地、また木ノ宮というところは、これ利用される方は結構多いかなと思うのですけれども、メゾン上富というところは、本当に所沢とのちょうど接点のところであって、住んでいらっしゃる部屋も結構多いということで、これは利用したいという声が上がったからこそここにとめるという、ここにバス停をつくるというふうに決断されたのか、声がなければなかなか、住んでいらっしゃる方も少ないところですので、その辺についてご説明をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えいたします。

実際声が上がっていたかどうかというと、ちょっと済みません、私のほうまでは話が届いていなかったもので、いずれにしても住宅がある。今まで幹線1号線につきましては、確かに住宅の少ないところではあるのですけれども、バス路線自体を通していなかったという経緯もございますので、ちょうど集合住宅があるということで、ここにも1つ新設して、改めて利用の増加を望ませていただいたというところではあります。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

新設のメゾン上富前ですか、ここは今のお話ですと、こちらはライフバスが通っていませんので、それであれかなと思うのですけれども、そうしたら例えば途中で藤久保だったら藤久保の通ったときにおりて、エコパまで行かなくても途中でおりて、そしてライフバスのほうと便乗できるようになるのかどうか。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） 小川です。お答えします。

済みません。今のところライフバスとの連動は、ちょっと私も考えの中になかったのですけれども、ちょっとその辺も今度照らし合わせて、一つの検討の材料にさせていただきます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それと、東草バス停のところが廃止になるということで、県道のほうの④からずっと左のほうに行って丁字路にぶつかりますけれども、その④から丁字路の間の県道はどこかとまる場所はあるのでしょうか。もしとまらないとしたら、東草バス停で確かに人数は少ないかもしれないのですけれども、そこを利用していくことができたけれども、今度県道でとまらないと、その周辺の住宅の人は全く乗りおりにくいのです。メゾン上富前まで行くようになってしまったりするので、県道沿いに1カ所あれば、東草バス停を廃止にしてもいいのですけれども、その辺はとまる場所というのはあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えいたします。

この場合ですと、県道上では、④番の後は⑤番のバス停まではとまらない状況でございます。これまでの④番であった東草バス停、昨年度一人も利用がなかったということで、今回の改正ではあえて県道上のバス停の設置は見送らせていただきました。



以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 近くに新道自治会という住宅がありますよね。実際には実績として28年度は13人利用されていたわけですよね。だから、1年の単年度だけを見てゼロということで廃止というのは、ちょっと今言ったように県道沿いとかがどこかわりのものがあるのならいいのですけれども、両方とも利用できないわけですから、そうしたらこういった13人の方とか、あと上富第1区集会所も、八軒屋バス停もありましたけれども、6名利用が多くなっていますけれども、この辺も本当に遠くなってしまふ、木ノ宮までは歩いていけないですよね。こういった件、実際に13名と、それから6名の利用をしていらっしゃる声というのはどういうふうに聞いているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えします。

済みません。八軒屋バス停を利用されていた6名様の声は届いていなかったもので、済みません。それはちょっと参考にならなかったのですけれども、新道自治会に関しましては、③番、④番などで対応できるかなと、それは考えております。そのほかの住宅部につきましても、なかなかこれといった決め手はないというのが正直なところですが、とりあえず新路線のほうが旧路線に比べて乗降客の利便にはなるのではないかなと判断しており、このようになっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際に新道自治会から③番、④番に行くというのは不可能に近いと思うのです。ここの廃止になる東草バス停だって県道だって、特別近いわけではありませんから、ただ歩いて行ける距離ですので、やはりそういった人数は確かに少ないかもしれないけれども、利用している人がいるわけですから、そういう人たちが本当にこれを利用できなくなってしまうわけですよね。そういったところも配慮しないと、実際にほかのところをふやすということならいいのですけれども、両方そういった加味しながら、少し様子を見て、そして廃止をしていくという方向も考えるべきだと思うのです。こちらを新設するからこちらら廃止というのは、ちょっと利用者に対してはいきなりだと思うのです。その辺本当に利用している人たちの苦情がそういうふうにならぬような形でやっていくべきだと思うので、両方試しにやっておいて、そして廃止が必要かどうか、そういうことも考えてもいいと思うのですけれども、そういった利用者の声をちゃんと把握してからやってもらいたいと思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えいたします。

これでまた今後、意見のほうは聞いていきたいとは考えております。なお、なかなかバス停をふやすというのが、現地までのかかる時間、また予算等の関係で、増設のみというわけにはいかなかったという事情で聞いております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） いいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

森の里団地前の新設バス停についてちょっと心配な部分があったのでお尋ねしますが、このバスの経路からいうと、森の里団地の方々が利用する場合においては、幹線3号線を向こう側に渡らなければならないという状況かと思えます。私のちょっと頭の中に思い浮かべているのですけれども、横断歩道とかないのではないかなと思うのです。向こう側に行くには中学校前交差点、もしくは旧学校給食センターがあったところの丁字路の交差点、そちらまでぐるっと回ってバス停まで行かなければならないのかなと思うのですけれども、それってかなり、目の前にあるのにぐるりと大回りして行かなければならないというような状況かなと思えます。実際幹線3号線、非常に渡るとしたら危ない道路だと思うので。例えばの話なのですけれども、森の里団地の中に送迎バスを入れてしまうと。これぐらいのバスならUターンするぐらいのスペースあるかなと思うのですけれども、それは対策は考えていただくとして、ちょっとここは危ないのかなと思うのですけれども、このバス停は。いかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） お答えいたします。

そうですね。確かに目の前に横断歩道、私の記憶でもちょっと見当たらないかなと思えます。お手数ですが、交差点まで回って横断歩道を渡ってバス停に行っていたらというのと、既に既設のライフバスのバス停も同様の状況にあるかなとも思えます。それも考えまして、このようなルートで計画をさせていただいたところでは。

なお、今後その辺も加味しながら、また路線、あと走行順の入れかえなどによってまた逆に行けることもまた検討の中に今後入れていきたいと思えます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

利用者が少なく、こういった変更があるのはいたし方がないところだとは思っているのですけれども、やっぱりここにも利用者への周知などを経て6月からと書いてあるのですが、やっぱり変更にかかわる地域全体にしっかりと周知をしていただきたいと思うのですけれども、これに関して、周知に関してはどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（抜井尚男君） 副課長。

○環境課副課長（小川智東君） 周知につきましては、エコパを実際に利用している利用者に対しての周知はもう十分に図ってきたと思えます。ただ、その地域ごとの方に個別にという周知というのはなかなか図り切れていない部分はあるかと思えますが、その辺も今後の課題とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、以上をもちまして（4）番を閉じさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

(午後 1時29分)

---

○議長（抜井尚男君） 再開をいたします。

(午後 1時30分)

---

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） それでは、4番の報告事項に移ります。

(1) 番、議会広報広聴常任委員会よりご報告を、安澤委員長、お願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（安澤 豊君） 安澤です。議会広報広聴常任委員会から報告をいたします。

まずもって、4月21、22日のふれあい座談会、それからその後、4月26日のふれあい座談会反省会におきましては、議員の皆様にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。4月26日の反省会において、皆様の貴重なご意見、要望、それから問題点、よかった点などなど、皆様からご意見いただきました。これにつきましては、広報広聴常任委員会において、またまとめていきたいと思っております。そのまとめ、少し時間をかけていきたいと思っておりますが、まとめに関しては、またまとめ、出そろい次第、全員協議会の場においてご報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それから、報告会におきまして、町民の皆様からのアンケート、それから政策提言等まとめ、それから各会場、各ワークショップの班での意見交換会の資料等についてですが、昨日の総務常任委員会、そして本日この後行われる厚生文教常任委員会のほうに資料のほうを広報広聴から提供させていただきますので、今後政策提言等の材料にさせていただければなと思っております。

続きまして、6月定例会のポスターの件についてでございます。本日、皆様のレターケースのほうに定例会のポスターのほうをお配りいたします。担当の掲示板のほうに掲示のほうをお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、チラシの件についてでございます。今回6月定例会、駅頭はいたしません、1人50枚ずつのチラシのほうをお配りします。なお、増刷希望の方につきましては、以前までは100枚としておりましたが、要望がありまして、最大200枚とさせていただきます。増刷希望の方がいらっしゃいましたら、23日までに議会事務局のほうに報告していただきたいと思っております。完成、お渡しについては、5月28日月曜日の16時以降となりますので、それもあわせてご報告いたします。

最後に、議会だよりの今月号にも裏面のほうに紹介として上げております議会だよりに関する意見交換会を6月26日火曜日、19時から20時半まで、藤久保公民館学習室で行います。議員の皆様方にも、ぜひ町民の方に周知していただいて、ご希望、興味のある方がいらっしゃいましたら、周知のほうを促していただきたいなど、このように思っております。

なお、参加ご希望の方につきましては、会場の準備もありますので、事務局のほうに参加の旨の一報をいただけるように伝えていただければと思います。あわせてお願いいたします。

広報広聴常任委員会からは以上です。

○議長（抜井尚男君） 広報広聴常任委員会からご報告がございました。

何かご質問等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、（２）番に移ります。

---

#### ◎議会運営委員会

○議長（抜井尚男君） （２）番、議会運営委員会、小松委員長、お願いします。

○議会運営委員長（小松伸介君） 小松です。私のほうからは議会運営委員会の報告をさせていただきます。2点報告をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、議長から諮問をいただきました議長交際費の支出基準について、議会運営委員会で協議をさせていただきました。皆様からご意見を頂戴して、基準のほうを先日決定をさせていただきましたので、議長のほうにお返しをさせていただきましたので、そちらのご報告が1点目です。

2点目が政務活動費についてなのですが、こちらのほうも議長から質問もいただいていた部分もありまして、議会運営委員会の中で協議をさせていただきました。また今回、平成29年度の領収書、政務活動費の収支報告書の確認をさせていただいた際に、幾つか議会運営委員会の中で指摘事項のあったことに関して、この場をちょっとおかりしてお伝えをさせていただくのですけれども、まず1点目、領収書なのですが、宛名を同じ字体で書かれている部分は何個かありまして、領収書をもらったときに宛名がないものに関して、極力なのですけれども、発行主のほうに依頼をさせていただきたいというのがまず1点目、お願いです。

それからあと、支出簿の記載方法なのですけれども、最初に6万円入って、その後研修に行って幾ら使って、最終的に残った、マイナスだったという2枚目につける支出簿があると思うのですが、そちらのほうは最初に6万円、収入から入って記載をされる方と、例えば今回4月27日に6万円が入りましたけれども、その前に使った分があって、マイナスからスタートされる方がいらっちゃって、書き方がばらばらだったのですが、これを統一しようかというお話もあったのですけれども、なかなか議運の中でも、これは統一難しいのではないのでしょうかということで、記載の方法に関しては自由ということで統一の見解が出ましたので、それはお伝えをさせていただきたいと思います。

議長からいただいた諮問事項に関して、政務活動費の使途基準の細則のほうを議論させていただいておったのですが、まだ協議中で、まだ決定は見えていないところでございますけれども、平成30年度に関しては、もう支給がされておりますので、平成30年度に関しては従前どおりの取り扱いということでさせていただきます。なので、プリンターとかインクとかというところも問題ないということとなっております。今後、政務活動費の細則につきましては、今後も議運で協議を継続していく予定となっております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会運営委員会からのご報告でございました。

何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） なければ（３）番、政策検討会議から、副議長、お願いいたします。

○副議長（井田和宏君） それでは、政策検討会議より報告させていただきます。

政策提言をこれまでサポーターの皆さんと一緒に作り上げてまいりましたけれども、ようやく政策提言書ができ上がりました。本日、お手元にあるかと思えますけれども、今回政策提言におきましては、地域の特徴を生かした観光資源の整備ということで提言をまとめさせていただきました。4月26日のサポーター会議で、サポーターの皆さんのご了解を得て、これが正式に完成をしたということになります。この提言書につきましては、5月17日、4時半から、サポーターの皆さんと一緒に町長のところに手渡しに行く予定でございます。今回のこの地域の特徴を生かした観光資源の整備という提言につきましては、17日をもって終了とさせていただきます。

今後なのですけれども、今後の政策提言においては、今総務常任委員会と厚生文教常任委員会のほうで課題というか、テーマを挙げていただいておりますので、それを持ち寄って政策検討会議のほうでまたテーマを一つに絞っていきたいと思っております。大まかな流れでございますけれども、テーマが決まった後は、サポーターの募集に入り、第1回目の政策サポーター会議を8月中に開催を予定しておりますので、それから5回ぐらいサポーター会議をやって、12月末ぐらいには提言書がまとめられればと思っておりますので、この辺は目標でありますので、流動的な部分もございませうけれども、こんなスケジュールで今年度は進めていきたいというふうに思っております。

政策検討会議のほうからは以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議からのご報告でございました。

何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎入間東部地区事務組合議会

○議長（抜井尚男君） ないようでしたら、(4)番、入間東部地区事務組合議会からの報告でございます。

こちらは細田議員、お願いいたします。

○議員（細田三恵君） お疲れさまです。細田です。入間東部地区事務組合のほうのご報告をさせていただきます。

平成30年入間東部地区消防組合会議第1回定例会が3月12日月曜日に開催されました。ご報告がおくれましたこと、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。

皆様もご存じのように、衛生組合と消防組合が統合した件もございまして、この会議は提出された議案が多くありました。議案は委員会提出議案が3件、執行部提出議案が65件、合計68件ございました。全て可決されました。歳入歳出ともに43億4,157万2,000円、うち衛生費が6億5,268万2,000円でございます。詳細に関しましては、今月の議会だよりのほうに詳しく載っておりますので、ご確認していただきたいと思っております。

もう一つ、4月20日に臨時議会がございまして、議長、副議長選挙と監査委員の選任と各委員会の委員決定をいたしました。詳しくは、議案、それから資料につきましては、資料室に置いてありますので、必要な際はご参考にしていただきたいと思っております。また、探せない場合は事務局まで一声かけていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（抜井尚男君） 入間東部地区事務組合議会からの報告でございました。

何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、4番の報告事項は閉じさせていただきます。

---

◎その他

○議長（抜井尚男君） それでは、5番、その他でございます。

その他、何か皆様からございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

済みません。ちょっと議長、副議長と事務局のほうに確認をしたいことがあるのですが、というのは、先日ちょっと町民の方から呼びとめられたというか、たまたまお会いした方に呼びとめられまして、私もちょっと存じ上げないことだったので、知らないというお答えをさせていただいたのですが、その方が言うには、12月の時点で一度お話をして、1月の時点で正副議長に一旦お会いをして、その後事務局のほうにも資料等を持って行って説明をさせていただいたというお話で、話としては内部統制ですか、外部監査のお話の勉強会を議会のほうで開きたいというお話を実際に持ちかけた。ただ、それに対してやる、やらないのお話はいいとは思いますが、ただその方が言うには、回答すらいまだにいただいていない。議会というのはそんないいかげんなことなのかという、ちょっと残念がっていました、その方。私のほうもはっきりその話はお聞きしていないので、その方には聞いていないというお答えをさせていただいたのですが、実際にそのようなお話があったかどうか。それ議員のほうにおりてきていないと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） それは私からまずお答えしますが、お名前が……失礼しました。吉田さんからお話があったかと思えます。私のところに事務局を通して、今おっしゃった内部統制の件についてということでご相談がありました。これは執行側にも話があったようであります。一度、正確な日にちは覚えておりませんが、お会いもしました。その中でお話をいただきましたが、当然事務局も立ち会ってお話をいただいたのですが、正副でも協議をさせていただいて、また執行側ともちょっと話をした上で、回答はきちっと、電話ですが、たしか電話だと、今事務局に答えさせますが、回答はしております。その回答に関しては、今事務局のほうで説明をしますので、事務局からそのときの回答……

〔「その前にいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） どうぞ。

○議員（久保健二君） 結構その方に呼びとめられて長い話になって、町の中でなのですが、なってしまうのですが、そのときの回答というか、事務局から一度電話をいただいたということは、その方も、今お名前出ましたけれども、おっしゃってはいたのですが、ただ回答というのが、今正副議長とも勉強会をやる、やらないも含めた話し合いをする時間がないので、少し待ってくださいという回答しかいただいていない。それから4カ月、5カ月たっているのに、いまだに回答がないというのはどういうことなのだというふうにならなかったので、私のほうでちょっと答えようがなかったので、今回ちょっとその辺の確認も含めて今お話しさせていただいた次第なのですが、

○議長（抜井尚男君） それでは、そのときの回答、どういうふうに回答したのか、事務局からお答えしますので、お願いします。

○事務局長（齊藤隆男君） 議長が一度お会いしまして、その後、もう一度お会いしたいというお話をいただきまして、それで日程のほうを話し合いをしていたのですが、ただ4月、5月につきましては、やはり年度初めということで、公務が立て込んでおりますので、総会等もございましたので、それがある程度落ちつきましたら、日程のほうを調整しましょうというお話で終わっております、特に回答といたしますか、その辺の日程調整の話だけの状況であります。

○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

そのようすけれども。

久保議員。

○議員（久保健二君） そうすると、先ほど議長が申していたように、やらないというような回答は、そういう話を持ちかけて、勉強会の話を持ちかけていただいた方には、やらないという回答はしていないということですよ。

○議長（抜井尚男君） 局長。

○事務局長（齊藤隆男君） はい。やる、やらないというお話は一切しておりません。

○議長（抜井尚男君） 久保議員。

○議員（久保健二君） そうすると、この後、先ほど議長はやらないというふうに決まったというようなお答えだったかなというふうにとったのですけれども、今後やる、やらないを含めて協議した上でお返事をするということなのですか。先ほどの議長のお答えだと、もう回答はしてありますというふうな、最初のお答えだったかと思うのですけれども、今の局長の話だとちょっと違うのかなというふうにとれたのですけれども。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。私の認識で、その面談があった際に、その後の回答では、基本的に現時点で内部統制に関する議論を、たしか何か費用のかかる先生を招いて、議員の皆さんに講演をしたりとか、そういうことの提案があったのです。基本的にはそういうことはできませんので、正確にやらないという回答ではありませんでしたけれども、基本的に難しいのではないかとすることは局長とは話はしたつもりでいます。そういう誤解があるといけませんので、きょうにでも早速私から直接電話させていただいて、ご納得いただけるように回答をしますので、それでよろしいでしょうか。

○議員（久保健二君） ちょっと今、その回答とか、あと判断というのは最終的に正副議長と事務局のほうにお話が行っているようなので、その辺はもう私のほうでどうこう言う話ではないかなと思うのですけれども、ただ私がおの方に聞いた話だと、あくまでもそういった講師を呼ぶのではなく、資料を用意した上で勉強会をさせてくれと。その勉強会も議会全体でやるという話ではなくて、任意で希望者だけを募ってやりたいという提案をさせていただいたということだったので、そういうふうにと考えると、勉強会自体開くことというのは、議員にも諮ってもよかったのかなという気もするのです。それをどうこうするというお話ではないというふうには私はとれたので、であれば今国のほうでも内部統制という話出ていると思うので、そういう勉強会というのは悪いことではないかなというふうに聞かせてはいただいたのですけれども。なので、そうすると、費用云々というのは、私が聞いた限りだと費用もかかるようなお話はしていませんでしたし。

○議長（抜井尚男君） 今ここに副議長もいますから、間違いないのですけれども、こういった講師の人を呼んだりとか、こういった人を呼んだりということも考えられるし、その場合は費用もかかりますということとはっきり確かに言われています。吉田さんがどのように久保議員にご説明をされたのか、ちょっと聞いていないのでわからないのですけれども、もしよければ、それは先方にも失礼なので、3人でやる必要はないと思いますけれども、我々が説明を受けた時点では、そういうお金も発生する場合がありますということはお伺いをしました。ですから、今話したように、その辺も含めて、きょうできるかどうかわかりませんが、早急に吉田さんのほうに私から、もしくは事務局を通して必ず連絡をしますので、それでよろしいですか。今後、同じことを要望されることであれば、また改めて私のところ、もしくは事務局のところへ言っていただけるように、また同じように久保議員に行かれますと大変でしょうから、ですからそうならないように私からも説明をしておきますので、それでよろしいですか。

○議員（久保健二君） 今の議長の話で、それは結構なのですけれども、ただ先ほど局長のほうからお話があったように、ちゃんとした返答というのが今できていない状況だと思うので、その辺はやはりちょっと期的に待たせ過ぎかなという気はするのです。その辺はやっぱり、やる、やらないはこっちの判断だと思いますけれども、そういういただいた回答に対しては、もう少し早目にするべきではないかなというふうには思いました。

○議長（抜井尚男君） 先ほども申し上げたように、そういう認識で私は……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 済みません。今私が話をしているところですので。そういったように誤解を招いてしまったのも私の責任でしょうから、そうならないように、時間がかかったようになってしまったことも私の責任ですので、それは先方に誤解のないように私のほうからきちっと説明をしておきますので、それでご理解いただければと思います。よろしいですか。

ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私も久保議員と同じようなお話を伺っていたので、議長のほうからちゃんと改めてその方にお話しすることなので、ぜひそのようにお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

いただいている資料の中で、議会の適切な運営についてはこの後説明があるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） はい。

○議員（菊地浩二君） お願いします。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私のほうから幾つか報告をさせていただきます。

まず1つ目が、今菊地議員からありました町長への回答について、このように回答させていただきました。



こちら議会運営委員会で協議していただいたものを私がお預かりして、それを参考に回答をつくらせていただいて返答したところでございます。

何かございましたらどうぞ。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

これは1月の全協でご説明というか、我々議会に提示をされたと思うのですが、その際に私も質問をしたところで、これでいうと記の1です。2行目で、職員が議員に対し円滑な質疑というのはどういうことかという質問をした際に、確認するという議長からのお返事をいただいているのですが、それについての回答がないのですけれども、むしろほかにも質問等あったと思うのですが、議会に対して、まず質問に対して答えていただいてからこういう町長への回答ってすべきなのではないかなと思うのですけれども。要するに2つ、回答がないというのと、その回答のタイミング、4月24日であれば4月の全協でお話しいただけたのではないかなと思うのですけれども。私自身はそうやって質問をした際に、お答えいただけていないので、お答えをいただきたいなと思えます。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。まず、4月の全協なのですから、4月20日……

〔「17」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 4月の全協は17日かと思うのですけれども、その24日の前に17日に報告したほうがよかったということよろしいのですか。

〔「できるのであれば」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 済みません。報告が時間がかかって大変恐縮ですけれども、24日の日付でしたので、それを今月のまず全協で皆さんにご報告したということで、今回答させていただいたところなのですけれども、それに関しては、

それから、回答がないということであったのですけれども、私として議会運営委員会に諮問をして、その回答をいただいて、それを単純に回答書としてつくって提出をしました。改めて、大変申しわけありません。それで回答が必要ということであれば、大変恐縮ですけれども、今言っていたいただいても結構です。もしくは当時の議事録で確認して、必要なことをまた再度町長のほうに確認するということもできますけれども、どうしたらよろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

1月の全協で質問をしたのです。その際に私が質問したのは、先ほど申したとおりです。ただ、これは議運で諮るようなことでもないと思うし、議長は議運に諮ることは諮る。それで回答するというお話がありました。ただ、それについては、執行側からの質疑はどういうことですかということに関しては、確認するというお話だったと思うのです。それがもう一つ出せとか、そういう話にはならないのではないかなと思うのですけれども、なぜこんな5月になってそういう話になるのかがよくわからないのです。先ほどのタイミングの話からすると、そういったことを出してから、全協なりにかけてから町長に回答をするべきなのではないのでしょうか。4月に間に合わないのであれば5月に全協かけて5月の何日かで出すべきではないのでしょうかというところなのですが。

○議長（抜井尚男君） まず1つ、回答と報告の順番なのですが、私の認識の中では、皆さんに要望というか、町長から来たものでご提示をさせていただいて、議会運営委員会で諮っていただいて、その回答をいただいたので、それを私のほうで回答書としてつくって、その出したものを議会に報告でいいというふうに認識をしていたものですから、その順番になってしまっているのです。その点は、議員の皆様方が違うということであれば、私の認識違いですので、今後改めさせていただくようにさせていただきます。

それと、いただいている、私が回答、確認すると言ったことに関しては、私のほうで調べて、早急に回答させていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

まずは、回答の内容に関してなのですが、ではこの回答によって、今まで一般質問の通告ですけれども、今度6月定例会が身近に迫っていますが、今までと変わること、通告書のつくり方で変わることというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。基本的にはないと考えていますけれども。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、これまでどおりということ構わないということなのだと思うのですが、あともう一つ、私が無所属というか無会派なので、実際これについての意見を聞かれたことも一切ないですし、こういう話をしているということも聞いていないのですけれども、全然知らないところでこういうのが進行しているということ自体がいかげなものなのでしょうか。これまでもそうなのですか。どうなのでしょうか。知らないところでこういうことが進んでいるということ自体がちょっと不思議というか、どうなのかなと思うのですけれども。

○議長（抜井尚男君） いいですか。繰り返しになるかもしれませんが、こういう質問をいただいたものですから、議会運営委員会に諮問をして、どんな回答をしていくかということ諮問して、それが上がってきたものですから、それに基づいて私は返答をしたわけですが、決して知らないところで隠して進めたつもりは全くないのですけれども、こういった方法で、例えば無所属である菊地議員に知らせてほしいとかということがあれば、要望を出していただければ、私のほうでそれはお話を聞きますけれども、基本的には議会運営委員会に諮って議会運営委員会の中で回答をいただいたものなのですけれども、私がひとりで隠して、ひとりで進めたわけではないという私は認識をしているのですけれども、いかがでしょう。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議長が隠したとは一言も言っていないつもりです。これまでも議会運営委員会では、各会派の代表が集まっているので、会派で協議をしてください。それを持ち帰ってまた委員会で協議をしますというやり方をしています。その中で無所属の議員がいれば、そのときにはどこかの会派に頼んどかという中で、無所属の意見というの聞いていたような気がします。ところが、今回は一切なかったもので、どうなのですかと聞いているだけなのですけれども。隠したとか、そういったことは全然考えていないのですが、私自身は聞いていませんでしたと言っているだけです。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。まず、冒頭に町長から当然この要望というか、書面が上がってきたことはご存じですよね。それに関して、上がってきたものですから、私が議運にかけたので、その無所属の方に対する配慮が足らなかったなというのは言われたとおりでございますので、今後はなるべくそういうことのないように私からか委員長からかになるかはわかりませんが、そういう配慮をするように進めていきます。それでよろしいですか。

〔「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

今と同様で、私も以前、やはり同じ、ちょっと答弁に対してですけれども、質問というか、執行部に対してお願いしたと思うのです。そのときやはり議長の回答で、議運で諮ってというようなお答えがあったかと思うのですけれども、その後、回答のほうはまだ出ていないのかなと思うので、その件はどうなっていますでしょうか。

○議長（抜井尚男君） たしか一般質問に対して、通告書に載っていたものに対してしっかりとした回答が得られないことがあるのでということですよね。そちらに関しても、大変申しわけありません。私から改めて執行側に町長を通して話をします。それでよろしいですか。

○議員（久保健二君） 12月でしたか、私、それでちょっと全協の場で。その後、議運のほうで諮ってと、まだ途中だとか、そういう回答を一回もらったような気がしたのですけれども、議運のほうでは、では今のところ、その結果というのは出ていないということですか。

○議長（抜井尚男君） 何かありますか。

暫時休憩いたします。

（午後 2時03分）

---

○議長（抜井尚男君） 再開をいたします。

（午後 2時04分）

---

○議長（抜井尚男君） 今おっしゃったのは、久保議員におかれましては、お話しいただいたことがなかなか話し合われていないということで、ご不満なようでございますので……

○議員（久保健二君） 不満というか、そういう回答だったので、であれば報告するのが当たり前だと思いますし、その話は受け入れられないというのであれば、そういう答えをもらってれば、今になってどうなっていますということは私も聞かなかったのですけれども、議運で諮った上で報告しますという回答をもらっていたので、どうなっているかと聞いたまでです。

○議長（抜井尚男君） 大変申しわけありません。では、改めまして早急に諮らせていただきますので、それでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど菊地議員のほうから、私もこれは、こういった問題はできれば全員協議会で討議をしてほしいということは前から言っていますけれども、やっぱりみんなが見える形でやるべきだと思うので、やっぱりこういった町長に出す前に、やっぱり全議員に最初提出して、意見を求めて、それで一致したところを出していくのが形かなと思うので、今後はそれをやっていただきたい。今議長もそういうふうにおっしゃっていたので。議運の中では、やっぱりこういった、町長がこういった議会の運営に対していろいろ表示をしてくるのは、本当に不快な意見がすごく出たのですよね。ですから、できればそういったことも、議員は一人一人ここに書いてある品位を保つとともに、そういうことを踏まえてやっているわけですから、やっぱりそれに対して秩序を乱す人もいませんし、お互いに信頼というところはあるわけですから、余りこういった、議会に対してちょっと提出することが疑問を持つのですよね。1回ではないのですよね。それも議運の中で言いましたけれども、こういったことをしてくるのは少し自粛してほしい、やめてほしいということも私はつけ加えていただけたらと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

全協は協議をする場ではないので、そこは今ちょっと勘違いをされると困るので、言わせていただきますけれども、あくまでも議長は議運に諮問をしているわけで、議運の回答を報告する場だというふうに理解をしておりますので、ちょっとそこは勘違いなさらないようお願いをしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ただ、これは全議員の問題でもありますので、別に議運の人だけがこうやって指摘をされた問題ではないわけですから、ですからその辺、余り全議員に対してそういったことをするのはどうかということ、それから先ほど言ったように、やっぱり全議員が一致する、そういったことで進めていただくような形をとっていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、この回答については閉じさせていただきます。

続きまして、クールビズについてでございます。執行側は5月1日から10月31日までということで、省エネルギー対策という目的でございますけれども、クールビズが実施されております。議会といたしましても、5月1日に宣言できればよかったのですけれども、皆さんの集まる機会がございましたので、とりあえず委員会、また全員協議会等はクールビズで今後行いたいというふうに思っております。定例会、また臨時会に関しましては、よろしければ6月1日の開会日にまた宣言をさせていただきますので、そこからクールビズで対応していただければと思っています。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ちなみに、昨年、一昨年は、ご存じのとおり5月、また一昨年は4月に臨時会がそれぞれあったものですから、そこで宣言をさせていただいております。今回は臨時会がなかったものですから、6月議会が最初のときになってしまいますので、そこで宣言をさせていただきます。よろしく願います。

続きまして、互助会費に関してでございますが、例年皆様方から互助会費をお預かりしております。昨年と同様、6月18日から6月22日までの間、金額は2万4,000円になります。事務局のほうに1週間の間にお届けをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。こちらに関してはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 続きまして、これは予定でございますが、変更はほぼないかと思いますが、まず10月17日に例年行われています県の議長会主催の研修です。フレサよしみ、10月17日が予定されております。

続きまして、10月22日、こちらのほうは昨日の総会で決定しましたので、変更はないと思いますが、同じく郡の議長会主催の研修が越生のエリアで、場所はまだ決まっておりません。ちなみに、講師は廣瀬先生が予定されているようであります。

10月17日が県の議長会主催の研修会、10月22日が郡の議長会主催の研修となっております。そちらのほう、予定を入れておいていただければというふうに思います。

私のほうからは以上であります。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、事務局のほうにマイクをお返しします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は、全員協議会ということで、早朝よりこの時間まで協議をいただきましてありがとうございました。6月定例会を間近に控えておりますので、体調管理には十分ご留意いただいて、ご活躍をいただきたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

（午後 2時11分）